

平成21年第2回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成21年6月8日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年6月8日	9時30分	議長	酒井恵明	
及び宣告	延会	平成21年6月8日	16時46分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席1名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
				14番	酒井恵明	出
会議録署名議員	11番	原三夫	12番	平田通男		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 古賀敏夫		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司 原后得	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山敏行		
	教育長	松隈亞旗人	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	大石実	まちづくり推進課長	平野勉		
	企画政策課長	小野龍雄	会計管理者	高木英文		
	税務住民課長	安永靖文	教育学習課長	毛利俊治		
	健康福祉課長	岩坂唯宜				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1

一般質問

1. 原 三 夫

- (1) バイパス（県道17号線）の活用について
- (2) グリーンパーク入り口（県道基山平等寺線）に点滅信号の設置を
- (3) ひまわり教室の建設について

2. 品 川 義 則

- (1) 農産物直売所について
- (2) 新型インフルエンザ対策について
- (3) 環境美化について

3. 池 田 実

- (1) 暴力団の排除・追放について
- (2) けやき台北部地域の活用について
- (3) 基山町の広報について

4. 大 山 勝 代

- (1) 高齢者を支え、快適にらせるまちを目指して
- (2) 立木の伐採について
- (3) ごみ収集の改善について

5. 鳥 飼 勝 美

- (1) 新型インフルエンザ対策について
- (2) 環境行政について
- (3) まちづくり基本条例について

～ 午前 9 時30分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

ただいまより早速開議いたします。

日程第 1 一般質問

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 一般質問を議題とします。

まず最初に、原三夫議員の一般質問を行います。原三夫議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。11番議員の原三夫でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1番目のバイパス、県道17号線ですね。詳しく今のあれでいきますと逆かなと思いますけど、今までが旧バイパス鳥栖筑紫野有料道路で、現在は県道17号線。この県道17号線の活用についてお尋ねをしていきたいと思っております。

今現在、基山町内を走る幹線道路というものはこの県道17号線と3号線がございますが、この県道17号線が一昨年の平成19年5月に無料化されまして、それまでは有料だったので、なかなか脇道にそれて通行量も少ないということではございましたが、ちょうど無料化になりまして2年が経過いたしました。私もあの道路はほとんど毎日生活道路として使っております。そういうところで、実感としましてはもう倍以上にはなっているんじゃないかなというふうなところでございますが、その後に国道3号線が長い年月をかけてやっと2車線から4車線になったところですが、バイパスに比べますと、やはり3号線が4車線になったとはいえ、交通量は以前よりふえたとは実感できないというふうなところでございます。とにかくバイパス、県道17号線になりまして、無料化になって非常に交通量が多くなったのではないかとこのところでございます。

そこで、その中でまず1つ聞きますけど、県道17号線の1日の交通量は大体どのくらいになっているのか。正式な調査があると思っておりますので、その点をお尋ねいたしたいと思います。

それから、バイパスにですね、バイパスと言いません。17号線です。県道17号線から直接

出入りができないというふうになっておるようでございます。なぜできないのか、その点をきちっと明確に答えていただきたいと思います。

それから、(3)の地域活性化としての有効手段としてどのように考えておられるのか、その辺をよろしく願いたいと思います。

それから、大きな2番でございますが、県道基山平等寺線でございますが、ここの園部インターをくぐって100メートルぐらいかな、200メートルぐらい行くと、右側に入るグリーンパーク工場団地ですか、あそこに入るところの三差路、T型の接点がございますけど、あそここのグリーンパークの工場団地がすべてもう完売いたしまして、株式会社東洋空機製作所だけがまだ工場が建っていないわけですね。あとはすべてもう操業をしておる状態でございます。そういうことで関係者の車両が非常に多くなると、頻繁になっております。このために、県道からグリーンパークに入るところ、また出てくるところですね、事故がもう既に四、五件あっているということでございます。大体もともとがあの県道基山平等寺線は今までも大きな死亡事故とか、そういうものもあっております。非常に県道と言って道がよかところもあり、悪かところもあり、曲がったりしたところもあり、あの通りが結構スピードを出してあると。あれは平等寺のほうに抜けております、福岡のほうに。グリーンパークの関係だけでなく、福岡のほうから抜けてくる通勤の道にも利用されているわけでございます。そういうことでかなり車両が多いと、スピードも出ていると、そういう危険性の高い県道でございます。グリーンパークに入るところで事故が起きておりますので、しかも、あそこは通学路が横断しております。非常に危険な状態のもとに置かれておると。だから、私はぜひ住民の皆さん、お子さまをお持ちの保護者も本当に事故があっては大変だということで、とりあえずはまず点滅信号をつけていただいて事故が起きないように注意を促していただくと。何らかのそういう方法を一日も早く考えていただきたいということを申し上げておきます。その点についてぜひお答えをいただきたいと思います。

それから、大きな3番でございますが、ひまわり教室の建設についてでございます。

これは3月議会のほうで追加議案として決まっております。その後の現在までの建設に係る進捗状況についてどういうふうになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、(2)の今後どういうふうな段階で計画をされて、どういうふうになっていくのか。ハード面の建物だけではなく、ソフト面の問題についてもわかる限りの答弁を求めたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。早速でございますけれども、原議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、バイパスと申しますか、県道17号線の活用についてということでございます。

(1)の1日の交通量は何台かということでございますけれども、平成21年3月に佐賀県が実施しました交通実態調査によりますと、柚比町付近で乗用車が3万2,523台、二輪車が609台となっております。ただし、これは午前7時から午後7時までの12時間の数となっております。

(2)のバイパスから直接出入りができない理由はというお尋ねでございますが、これは県に尋ねましたところ、県道17号線に限らず、交通量の多い道路には流入車線と流出車線の設置が必要であるという答えを得ております。

それから、(3)の地域活性化としての有効手段を考えているのかということでございますが、都市計画法の第34条の規定による施設は建築が認められております。それに沿った活用は考えられるということです。

次、2番目のグリーンパーク入り口（県道基山平等寺線）に点滅信号の設置をということでございますが、これにつきましては、地元関係者とも協議をいたしまして、公安委員会への要望を検討していきたいというふうに思っております。

それから、3番のひまわり教室の建設についてでございます。

(1)進捗状況はということでございますが、現在、基本設計、そして地質調査は完了いたしまして、ただいま実施設計の入札事務を行っておるところでございます。

(2)です。今後の段階的計画はということでございますが、今後の建設関係につきましては、実施設計後、建築確認の申請をいたしまして、建設着工の順に行ってまいりたいということです。

運営につきましては、平成22年度から教室の分割と対象学年の拡大に向けて指導員さんとの協議及び募集を行って、できる限りやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

1日の交通量が3万2,000台というふうな御答弁でございますけど、これは3月の調査ですね。それで、聞くところによりますと、現在は1万8,000台から1万9,000台ぐらいというふうな情報もあるようでございますが、有料のときには大体1万七、八千台だったと思いますけど、それからすると、無料化になりまして約2倍の交通量にはね上がったということでございますが、やはりこれを町の活性化として今後どういうふうに生かすのか、これが一つの大きな課題でもあるんじゃないかというふうに考えております。

そこで、そのためにやはりいろいろな手法がございますが、県道17号線からまずとりあえずは直接出入りされるほうがいいと。しかし、以前の同僚議員の質問もあっておりましたが、直接出入りができないと、そういうことで今までできたわけですが、このはっきりした理由がどうも私はつかめないと思っておりますので、なぜ県道17号線から道路に入ることができないかということでしたけど、県道17号線に限らず、交通量の多い道路には専用の出入り口を設ける必要があるということでもございましたけど、ちょっとこれお聞きしますけど、県道17号線に限らずということは、このバイパス、県道17号線ですけど、これ鳥栖の一部、あそこのユートクなんかありますね、ユートク信号、あれから上は筑紫野市の三本松インターがありますね。あそこの間の立体交差の区間、このことをさしてあると思うんですがね、そういうことですか。ちょっと確認したいと思っておりますが。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

幹線道路への直接の出入りができない理由ということで、先ほど町長が答弁申し上げましたように、交通量の多い道路には流入車線と流出車線の設置が必要であるということでもございまして、これは、この県道17号線だけではなくということでもございます。

ただ、原議員がおっしゃるように、これは鳥栖基山筑紫野線ですから、鳥栖市の実態はどうか、筑紫野市の実態はどうかということ、必ずしもこれは当たっていないんじゃないかというふうに私は思います。

ただ、道路の構造上は、やっぱり今は隣地よりも高かったり、そして山があったりという

ことで、直接今の状況では出入りはできないんですけれども、これは私は、県はこのように言っていますが、果たしてそれが本当に妥当なことなのかということはちょっと疑問に思っているところでございます。だから、先ほど町長答弁されていますけど、都市計画法第34条の規定の中での開発はできるわけですから、そういうのが具体的に出てきたときには、またその分十分な協議ができるんじゃないかというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

ちょっと答えが、私が今まで思ってきたことと、一般世間で言われたことがちょっと覆されたような感じがしますが、今最初の答弁の中で、県道17号線に限らず、交通量の多い道路には専用の出入り口が必要なんだということを答弁されたから、この17号線に限らずというのは、この鳥栖筑紫野間の基山全部と鳥栖の一部、筑紫野線の一部のこの立体交差の部分かということでお尋ねしたんですけど、県が言うことには妥当性がないというふうな今答弁をいただいたんですけど、県が言うことは本当かどうかちょっとわからないと、妥当性がない、余りいろいろそこをこうこう言いよるわけじゃございませんけど、県が専用の出入り口を設けなさいと、そういうことはどうも疑問だというふうなお答えをいただいたから、それはそれでいいですけど、ということになると、この鳥栖基山筑紫野間の立体交差の部分と私は思っておったんです。一般の人もそう思っておったと私も思っておりますが、じゃ、この17号線に限らずということの意味は、今のこの区間、鳥栖筑紫野間の部分じゃないんだということは今はっきりしていただきましたけど、立体交差があるからとか、そういう意味じゃないと。ということは、そうすると理屈が合わなくなるような感じがするんですね。じゃ国道3号線なんかは今の17号線よりもちょっと多分交通量が落ちると思いますが、3号線もかなりの交通量があるわけですね。今のさっきの答弁からいきますと、じゃ何で3号線は出入り専用口が要らないのかで、直接出入りを3号線にしているじゃないのかという疑問点が出てくるわけです。

だから、3号線は立体交差じゃないから直接出入りができるのか、こっちは立体交差がこの区間はあるから直接できませんよというのか、その辺の問題でございましたけど、それはそれでいいというか、それで何といたしますかね、じゃ県道17号線から専用の入り口が本当に必要かどうかですね、これは。じゃ入り口をつくるためにはどの程度の距離が必要なのか。

そういうところが、じゃ現在の法の規定のどこにあるんですかね。ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

先ほども答弁申し上げましたけれども、県道17号線、久留米基山筑紫野線区間内においても実際に流入車線と流出車線が設置されているところはちょっと私も承知をしておりません。だから、先ほども申しましたように、鳥栖、あるいは筑紫野市では、この幹線道路には直接出入りがされているわけございまして、何で基山の分だけができるのかということも私先ほどもそう考えておりましたので、ちょっと疑問に感じるということをお申し上げたわけございまして。

ほかの国道、県道でもこういうところがあるというのは余り私承知していません。この形をいけば高速道路のバス停ですね、形が多分流入車線と流出車線と、そういうふうな形の分を言っているんだろうと思いますけど、実際的にこういうことが本当に要るのかどうかというのは、私もいろいろ調べました。道路法なんかにはそういうことは載っていません。あるいは道路構造令とか、いろんなものに載っていましたが、ちょっと原議員お尋ねですけど、これについてはわかりませんでした。多分それはないのじゃないかというふうにも思いました。ちょっときちんとした答弁ができませんでしたが、そういうことございまして。（発言する者あり）

済みません。特に基山区間においてはほかのところよりも少し道路が高くつくられているわけですね。だから、今の状況では簡単に出入りできないと。だから、もし隣地開発とかされれば、それは当然造成をされんと直接の出入りはできんだろうというふうに思います。あるいはまた逆に丘とかがある分は切り土しなければできない。地形的にそういうものはありますけど、そういうことをお尋ねになっているんじゃないだろうというふうに思っています。交通安全上、一応県はこう言っていますが、本当にそれが今の状況でもしなきゃいけないのかということがちょっと私もはっきりわかりません。

議長（酒井恵明君）

原議員、一問一答でお願いしますよ。原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

結果的には、じゃ今まで私だけかわかりませんが、法律上できないと、立体交差になっているから、法律上、現行法上できないんだと、そういうことをずっと思ってきておったわけですね。今の答弁を聞きますと、これはできると、直接出入りができるんだということになったようです、今現在で。こういうことです。私も錯覚しておったかなと、勉強不足だったですね。じゃ、ここではっきりもう直接出入りはできるんだと、前提はそうだとということでございますので、よくわかりました。(発言する者あり)いや、そういう答えでしたから。じゃ、もう一回答弁。

議長(酒井恵明君)

答弁調整のため、暫時休憩します。

～午前9時53分 休憩～

～午前10時10分 再開～

議長(酒井恵明君)

大変長らくお待たせいたしました。原三夫議員の質問に対して、まちづくり推進課長の答弁を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(平野 勉君)(登壇)

貴重な時間をとってしまいまして、大変申しわけございませんでした。

先ほど原議員の御質問の中で、この県道17号線へ直接出入りするんじゃなくて、流入車線、流出車線の施設が必要という答弁で、私はちょっと疑問に感じるというふうなことを言っただけですが、先ほどの答弁は取り消しさせていただきます。

再度県のほうに尋ねましたところ、この県道17号線は一般の道路とは違うということで、まず交通量が多い、それから中央分離帯があるということで、この基山区間においては特に交通量と、それと速度が出ているということで、道路構造令に基づく位置づけの中で、やはり流入車線と流出車線の施設が必要であるということでございます。

それと、距離につきましては、全体で200メートルの距離が必要であるということでございます。

大変申しわけございませんでした。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番(原 三夫君)(登壇)

距離は全体で200メートル、じゃ50と150とか、100と100とか、そういうことで、全体ですから、そういうふうになると思いますけど。

ということは、先ほどのことですが、結果的にはできないということになったようございませぬ。

そこで、できないというのは、だから全区間、今、鳥栖と基山の部分は県道バイパス、有料が無料化になったから県道17号線となりましたが、福岡県の筑紫野市、基山から向こうです、その分の区間はもちろん福岡県の県道何号線かなっていると思います。

だから、私はなぜこういうことを言っているかということ、あそこを今後将来、核としてのまちづくりをするためにはどういうことが必要かということで、とりあえず直接出入りができることがいいし、そのほかの手段もいっぱいありますけど、そういうことで、まちの活性化につなげていく、交通量が物すごく多い、それをただ指をくわえて見ておるだけじゃつまらんやろうということで、ぜひ基山町の活性化に役立てる方法をということで、そういう質問を今いたしておるところであります。

それで、鳥栖基山筑紫野市の一部も含んでそういうものもございませぬので、私はもう今まではバイパスとして来ておったけど、今はもう県道ということになったから、これは一般道路、生活道路にもうなったんです。生活道路です。日常生活の生活道路、迂回路じゃなくして。バイパス、迂回路じゃない。県道になってそういうふうになっておると思うんです。だから、現在もう既に生活道路になっておるんです。必要なんです、生活道路。ということは、鳥栖関係のある2市1町です。鳥栖市、基山町、筑紫野市、2市1町で私は国なり県なりに働きかけて簡単にできるようにするとか、そういう方法を考えていただきたいと思いますが、町長そういうお考えあるんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まず、先ほどから貴重な時間を費やしまして申しわけございませぬ。私からもおわびを申し上げます。

それから、1回目の質問で、ただ34条のどうのというようなことだけ申し上げましたことも、どうも説明不足であったということもあわせておわびを申し上げさせていただきます。

17号線は確かに交通量も多うございませぬし、それから、私どもも頻りに使う道路だという

ことでございます。したがって、何とかあれを利活用して基山の活性化に結びつけたいという気持ちは私も持っております。

しかしながらといいますか、先ほどから出ておりましたように、いろんなハードルもあるということでございます。流入、流出の車線が必要だというようなこともちょっと時間要しましたけれども、大体わかったというようなことだろうと思います。

それからもう1つは、何しろ高架であると、平面じゃないというようなこと、これがもう次大きなネックになっておるといふことだろうといふふうに思います。

それから、有効利用ということであれば、直接的な流入、流出ができないということであれば、あの近辺を含めてのいろいろな計画というようなこともやはり考えていかなきゃいかんかなという気はいたしますけれども、いかんせん、あの辺両側は農地でございます、なかなか都市計画で用途変更ということ、これは非常に難しいということでございます。この前から私もほかのことで県のほうにも出向きまして、その辺の利用をということ、用途変更をということ話を聞いてきましたけれども、やはりなかなか農地の問題もあろうし、それから、都市計画を市街地区域にというような転用というのはなかなか難しいということございました。しかしながら、それでできない、できないでほうっておくというのもいかがかと思っておりますので、その辺のところはもう少し検討いたしまして、しかるべきといいますか、国あたりにも働きかけて、それができるような方向で努力はしてみたいと思います。しかしながら、かなりハードル高いということじゃないかといふふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

町長の答弁、(3)の地域活性化等もその辺まで答えていただきましたので、わかりました。いろんな高いハードルがあるとは私も存じております。都市計画法の問題とかですね。今後、都市計画の見直しを本当に基山町が本気になって活性化のためにやるのか、これは大きな一つの問題だということを思っておりますので、今すぐどうのこうのという問題でございませぬけど、基山町もことし1月1日には1万八千三百何十人おったのが、6月1日、その時点ではもう1万8,091人ということで、既に半年もたたない5カ月ぐらいでもう200人減っているわけです。そういうこともありまして、とにかく私は活性化のためには、この17号線を都市計画を変更してでも、とにかくつなげて有効に使う必要があるんじゃないかということ

質問はさせていただきました。町長も努力をすると、頑張っていきたいと、都市計画法の見直し、いろんなハードル越えながらやっていきたいと、努力したいということでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番目のグリーンパークの入り口に信号機の問題を質問いたしましたが、これは答弁いただいたように、住民の意見ももう少し聞いていただいて結構ですし、ぜひとも公安委員会等に要望しながら、次の事故が起きないように、しっかり安全面に配慮をしていただくためにも、信号機の設置をお願いいたしておきたいと思っております。

3番目のひまわり教室の建設についてお尋ねいたします。

ひまわり建設についてはいろいろ御承知のとおり、最初は小学校の建設があるときに、同時に小学校の敷地内に建てるような計画がちゃんとなっておったんですけど、小学校に金がかかりつぎ込まれたと、基山町の一般会計予算の半分ぐらい使ったということで、非常に財政的に厳しいからということで取りやめになった、そういういきさつがあります。

ところが、今の世界同時不況のことで政府・与党による経済緊急対策、いろんなことがありまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を30,000千円それから使うということで、国の補助を充当してやるからということで、思い切って建設に踏み切られたことは私も非常に喜んでおります。

それで、ひまわり建設の進捗状況のことを聞きましたけど、基本設計が終わって、実施設計の入札段階と、入札事務を今やっている。これはもうつい何日か前に入札終わったかなと思っておりますが、そこで、一応確認したいと思うんですが、建物の構造、それと面積、それから建設費総額、それをちょっとお聞きしたいと思います。簡単に数字だけ。

議長（酒井恵明君）

原議員、「ひまわり建設」とおっしゃいますが、「ひまわり教室」を入れてください。（「済みません。訂正します。ひまわり教室でございます」と呼ぶ者あり）こども課長。

こども課長（内山敏行君）

ひまわり教室の新築につきましては、構造は一応鉄骨造ということでございます。1階が153平方メートル、2階が145平方メートル、延べ床面積で298平方メートルで一応基本設計をしているところでございます。（「建設費は」と呼ぶ者あり）建設費は予算上49,000千円でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

わかりました。

それで、こういうふうにつくらにやいかんごとなったということは、国の補助対象基準が変わるということで、今、95人ぐらいひまわり教室はたしかおられるんですね。旧公民館で95人が一教室で今やっています。私も見てきましたけど、非常にやっぱり古くて、かなり衛生的な面でも、設備的な面でも、本当によろああいう中で頑張って子育てをされたなという感じがいたしまして、本当に今度はよかったなと思っておりますが、国庫補助対象が70人までしかできないわけですね。だから、二クラスに分けたわけですね。それで、今度1が2になりますから、当然今の4人体制では面倒を見るのは非常に大変であると思っております。それで私、保護者の意見とか、指導員さんの意見、やっぱり現場におられる方が一番わかっておられる。そういう意味で、そういう意見をどのくらい反映されるとかなど。実施設計がもう入札が終わっておりますけど、その実施設計に当たってどのくらい反映させていただいたのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今回のひまわり教室の建設につきましては、基本設計に入る前に指導員さん方から意見を聞いております。その中で、外に足洗い場が欲しいとか、街灯が要るとか、2階にもトイレが欲しいとかいうような意見が出ておりますので、その御意見を聞いて、その後、基本設計に入っております。基本設計の図面が概略できましたので、それを再度見ていただいているということでございます。一つ二つまた要望がっておりますけれども、現段階では予算や敷地等の面がございまして、今のところはそういう状況です。実施設計に入る前にまた指導員さんの御意見は聞きたいということと、保護者の皆さん方には、今、学童保育の分割の問題とかでアンケートをとっておりますので、いろんな意見を出してくださいという欄も設けております。その中で意見が出れば、できるものは取り入れていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

建物に限らず、いろんな問題でもございますが、町長はよくいつも言われますね。基本的な考え方は持っていますので、最初のいろんな事業するときには、もう当時の立ち上げ段階から住民の考え、そういう関係者の御意見等、いろんな行政との話し合いを一体感となって立ち上げて無駄のないすばらしいものをつくっていくと、そういうものが町長の常日ごろ言われていることでございます。

それで、今課長の答弁を聞きまして、基本設計のときには指導員からお話を聞いて意見を取り入れたということでございます。それで、本当かなと思う気もありますけど、私は本当に指導員さんが詳しいと思いますよ。朝晩送り迎えを保護者の方がされますから、そのときに指導員さんがいろいろと話を聞いてあるかもわかりませんが、しかし、果たしてそういう暇があるかなと思いますけど、私は指導員から聞かれたことはいいとして、やはり保護者の方も聞くべきじゃなかったのかなという思いがしております。

それで、今幾つかまた実施設計で出てきていると。例えば、95人以上そんなに簡単にぱーんとふえることはないんじゃないかなと思っております。学童保育ですね、ひまわり教室は。しかし、仮にあと40人ふえれば、70人の計算でいくともう一教室要るようになるんですよ。1人当たりの生活スペースというのは国の基準において1.65平米は必ずとりなさいよということになっております。しかし、もしふえた場合はまた新たにどがんかせにやいかんというふうになりますけど、そのときになってまた改修工事をここ10年ぐらいでやるということになると、要らん無駄遣いとなるんじゃないかという心配も私はしておりますが。

そういうことも踏まえてあと考えていただきたいことは、やっぱり設備の面、衛生面。

それから大事なことは、指導員さんのちょっとした仮の休憩をする、少しぐらいの、畳1枚、一坪ぐらい、畳2枚ぐらいとか。

それからもう1つ、ガイドラインが厚生労働省のほうから出ていると思いますけど、こういう放課後児童対策事業における施設についてのですね、ひまわり教室が施設ですから、ガイドラインが出ておる中に要件がいろいろあります。それを守れというとなかなか大変でしょうけど。

その中で1つ私が希望しておきたいのは、まだ建設に至っていないから、実施設計ですから。学童保育を利用している子供さんが仮にちょっと何かぐあいが悪いと、そういうときにやはり静養するスペース、これをつくりなさいと、確保しなさいというふうになっていると

思うんですね。その辺の配慮がしていただいているのか、ちょっとお答え願いたいと思いますが。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

ただいまの質問ですけれども、どうしても学校の敷地内を使うということで、全体としては非常に制限があるということで、面積的には先ほど述べましたような面積で現在のところは計算をしております、先ほど議員言われましたガイドラインの中の1.65平米ですかね、その基準は満たしておると。ただ、それ以上に人数がふえますとどうしても対応ができませんので、それにつきましてはもう今後の問題というふうに考えております。

それから、衛生面等も言われました。衛生面につきましては、1階、2階とも男女別々にトイレを設けると。1階に身障者用のトイレと別に炊事場といいますか、お湯を沸かしたりする場所とは別に、子供さんたちが手を洗う場所を1階、2階とも設けるというようなことで衛生面は確保したいというふうに思っております。

それから、指導員さんの休憩のところということで、本当は別にやはりとるべきではあったというふうに思いますが、今の基本設計段階では別に指導員さん専用の部屋というのはどうしても設けられないということで、先ほど言われました専用スペース、子供さんがちょっとぐあいが悪くなったときに休ませるといところが3畳ぐらいの場所ですけれども、そこを指導員さんのちょっと荷物を置いたり、着がえをしたりという場所として兼用できないかなと、今のところではそういうふう思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

はい、わかりました。なるべくきちっとしたものを、要望にかなったやつをつくっていただきたいと思えます。

それで、済みません。ちょっともとに戻ります。先ほど一教室が二教室になりましたので、今の4人体制ですが、これでは難しいわけですね、1階と2階を4人で見るということは。今までも4人で大変なんです。という話です。大変です。それで、あと何人が考えてあるか

わかりませんが、あと何名ふやされるか、それが1つと、以前から執行担当課の方がいつも言われておりましたけど、募集しても指導員さんがなかなか来られないと。だから、非常に困っていると。そういうことをずうっと今まで言ってきておられますね。もう来年の4月からこれはたしか始まると思いますが、その前にやはり指導員さんの確保が必要となってくると思うんですね。この件について、募集されて来られますかね。ちょっとその辺を早目にきちっと片づけておかんといかんじゃないでしょうかね。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

分割をした後の指導員さんの体制といえますか、人数ですけれども、今議員言われましたように、6人登録をさせていただいて、4人が常駐するような形でローテーションを組んでいただいておりますが、これを分割するというふうになりますと、担当段階で話をしているんですけれども、8名は登録をさせていただいて、6名が実質に動いていただく。1階、2階にそれぞれ3名、3名というような形でできればとは思っております。だから、これは指導員さんとまた詰めた話をしないといけないので、今のところ担当ではそういうふうにいるということでございます。

それから、募集につきましては、確かに募集をしてもなかなか集まっていられない現状です。22年度につきましても総務課のほうが当然臨時として募集をかけるというふうに思いますが、そのほかにもやはり私たちもいろんなつてをお願いして、今の段階から募集といいますが、そういう指導員になっていただけるような人を捜していかないと、22年に間に合わないというふうな状況になりますので、そこについて私たちも非常に心配しておりますし、確保に向けて努力をしたいというふうに思っております。（発言する者あり）

通常の臨時さんの募集となりますと総務課が新年度の募集をかけますので、それは当然広報とかに載せます。そのほかにも、そういう形で臨時的に募集ができるということであれば、総務課のほうとも話して、単独で指導員さんの募集というのを広報等に載せることができればやりたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それで、なかなか応募が集まらないという件の、どこに要因があるのかなと私も考えておりますが、どこに要因があると思われるかわかってありますか。ちょっとよかですか。どこに原因があるんですかね。

議長（酒井恵明君）

応募なさらぬ要因ですか。（「そこがわからないとどうしようもないですね」と呼ぶ者あり）こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

指導員さんの募集につきましては確かに非常に苦労しております。なぜかと言われますと非常に難しいんですけども、賃金の面もあるかもしれません。ただ、お話を聞くと、指導員さんによっては賃金じゃないというようなことも言われますし、大きな原因が時間帯かなと。1時半とか2時ぐらいから出てきていただいて、主婦の方とか女性の方にとっては一番貴重な時間といえますか、6時までぐらい、何かあれば6時半、7時というような時間帯になりますので非常に制約される。できれば普通どおりの8時ぐらいから5時までぐらいの臨時ということであれば非常にスムーズに入っていただけるんだらうと思いますけれども、ちょうど何かそういう時間帯ということもあるようです。

それと、そういう応募をしていただいたので、現地を見てくださいというようなことで、一緒に子供たちが来ているときに見ていただいたこともあります。そしたら、子供さんたちの状況とかを見ると、私にはできないというようなことも言われた方もおられて、その中の指導員さんに最初応募はされたけれども、入っていただけなかったというような状況もございます。いろんな面が重なって、今のところなかなか応募に来ていただけないという状況でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

今御答弁された時間の問題ですね、時間帯ですね。それは確かにやはりそう言われておりますね。非常に厳しい時間帯ということで。それで、やはりそういう原因がわかっているわけですよ。だから、やはりその辺をどう対処していくのか。いろんな方法を考えていかなくはないかと思っておりますけど、それは考えていただくことですから、それはそこで終わりますけど。

私はもう1つのことをちょっと述べますけどね、やはりやってみようと思っても、本当に自分でできるのかなと、そういう不安といいますか、人間やっぱり最初するときには不安です。その前にやはり定期的に募集をするために、一応研修期間といいますか、職業訓練といいますか、そういうものを行政のほうで開いていただくように計画していただいて、そこで勉強をいろいろしていただいて、自信がついた人をそこにいっぱい人材をプールしておいて、安心していつでも即戦力になれるような人材づくりをすることも一つの方法ではないかなと考えておりますので、ぜひひとつその点も勉強していただいて、今もたまにそういう研修会みたいなやつをしておられるでしょう。今、年に何回ぐらいそういうのをしてあるんですかね。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

指導員さんの研修につきましては、県の主催と、それから、民間団体の主催等がありますので、3回から4回ぐらい指導員さんに入らせていただいております。出張扱いという形ですね。ただ、新人の方を研修というのはなかなか今できておりませんので、今度新人が入られたときは、指導員さんのローテーションとは別枠に入らせていただいて、人数がふえるわけですけれども、そういう状態でしばらくは入れていただく期間を設けるようにはしております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

済みません。ちょっといろいろ私もごちゃごちゃになってから。

募集をいきなりかける前に、募集の予備としての研修講座等、指導員になられる方が自信がつくような勉強会とか、そういうものをやっていたらなと思っております。

それから、その後、募集で実際入られて指導員になったら、また指導員としてのどんどん子育てに対してのいろんな勉強会は当然あっておるとは思いますけど、それはそれとして、募集前のそういう養成を、安心して応募されるような取り組みをしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、時間も参りましたのでやめたいと思いますが……

議長（酒井恵明君）

原議員、先ほど暫時休憩しておりました時間がありますので、（「まだあると」と呼ぶ者あり）いや、やめられるならやめられてもいいんです。

11番（原 三夫君）続

いやいや。

それで、ちょっと整理をしてまた見てみますが、ちょっと聞き忘れたところとか言います。実施設計がもう終わったんですね、入札が。幾らで落ちましたか。（発言する者あり）じゃ終わったですか。聞きます、終わったですか。

議長（酒井恵明君）

いえ、尋ねてください。（「終わりましたか」と呼ぶ者あり）どっち。総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

実施設計についての入札は終わっております。

以上でございます。（「幾らですか」と呼ぶ者あり）

済みません。金額はちょっとこっちに手持ちに持ちませんので、済みませんけど。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

私たちは一般質問を早く通告しますので、その時点ではまだ終わっていなかったから、さっき答弁されたように、実施設計の入札事務に今かかっているところでしたという答弁を最初いただいたんですね。それからもう10日以上たちましたので、入札事務が終わって、もう実際実施設計が終わりましたということですね。はい、それじゃいいです、それで。

それで、先ほどからも申しましたように、同じことを何回も言うようでございますが、町長は基本設計段階から皆様の意見を聞いて、例えば放課後対策事業のこのひまわり教室の施設の建設についてはもう基本設計のときから聞いて、そしてずうっと皆さんと一緒にあって関係者の保護者の皆様とか、児童に対する指導員さんのお話とか、いろんなことを聞きながら詰めていくという基本姿勢が町長には持っておられます。非常にいいことです。しかし、今回はそれが余りきちっとやられていないという中で、実施設計までもう入札が終わったということなんです。

それで、今後、幾つかまた変更要望等も出ておるということでございます。実施設計の変

更はできるのかどうか、お尋ねいたします。できるとすれば、どのくらいまで実施設計の変更ができるのか、その2点についてお尋ねいたします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今言われました実施設計をどれだけ変更できるのかというところですが、今、一応49,000千円という金額で基本設計をしていただいておりますが、その中で実施設計ということですので、いろんな基本設計に対しての中の構造を扱ったりとか、配置を扱ったりとか、そういうことでやっていきたいというふうに思っていますので、基本的には今の予算の範囲内ということとっております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

実施設計は、建設費が49,000千円の範囲内であれば実施設計の変更ができるということです。今さっきの御答弁の中、ずっとこの一連の中で、指導員さんのちょっとした着がえ室とか、そういうこともないので、対象児童の休養室を畳3枚ぐらいの部屋を設けていると、そこを一緒に使うとか今言われました。だから、いろんなものがありますけど、それを、中をいろいろ要望が今からどんどん出てきてですよ、今まで余り聞いていないから、今からずっと出てきて、それを変更につなげて、49,000千円予算以内だったらできると言いますが、じゃそれを超えたらもう全く要望は受け付けないということですね。でしょう。そういうことになるわけですよ。私は、それが非常に困ったことだなとっております。

そこで、1つだけ町長に要望いたしておきます。答弁もお聞きしたいんですが、もしも49,000千円を超えた場合、実施設計が今入札して、いろんな意見を聞いて、総工費の49,000千円を超えた場合は、今できないとなっていますから、超えた場合は、私は、基山町が今貯金をしておる公共施設整備資金が十何億円ありますね。だから、やはりこういう時代ですから、ずうっとためておかんで、ためておっとば今使うべきですよ。今、こういう経済危機のときには行政財政出動をやっていただきたい。

それで、49,000千円というけど、国からの地域活性化・経済危機対策臨時交付金30,000千円は国が今度ただでくれたとでしようが。何かに使いなさい。だから、基山の一般財源

はたった約20,000千円しか出さなくてよかでしょう。だから、その辺をやはりどうかなくて。途中で改修せにゃいかんごとになったらまた余計金がかかるわけですね。これは税金の無駄遣いにつながると。そういうことですから、そういうときは、49,000千円を超えたときには、町長、その公共施設整備資金をいっばいためてありますから、それを使ったらどうですかという質問です。お答えをいただきたいと思います。

そのお答えで終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

非常に御理解あるお話を聞かせていただきましたけれども、大体行政としましては、範囲内で何とかやるというのが今までのやり方でございますので、極力そういうことでやっていきたいと。しかし、どうしてもやっぱりオーバーするということには、議員さん方にもまた御理解をお願いさせていただきなきゃいかん部分もあるかもわかりません。それはその時点でまたお願いをさせていただきたいと思います。

それから、30,000千円のうちの20,000千円ですかね、これを放課後児童のここにつぎ込むということでございます。地域活性化の基金ということで使わせていただくわけでございますけれども、これも国がただでというような言い方はちょっといかがかなとも思います。したがって、これは20,000千円でもやっぱり大きいなという受けとめ方をしておりますし、それから、心配なのは、今度は30,000千円国から来たということでございます。それから、ほかにも公共整備資金とかなんとか、活性化のというようなことで来ておる部分もありますけれども、しかし、よくよく考えてみますと、国もそんなあり余っておる状況じゃございませんので、必ずやどこかでそのリアクション、交付税の削減というような形で影響が来やしないかというような心配も私どもとしましてはやっぱりするわけでございますので、そうそう今度たくさん来るから、それにいかようにも使っていいということでもございません。それだけはちょっと私どもの立場としましては考えてやっていかなきゃいかんということは思っております。

それから、あと指導者の件、ちょっと前にさかのぼりますけれども、これはやっぱり大事な部分だと思います。やはり待遇の面もありましょうし、時間的ないろんなこともございすけれども、やはり今非常に前と違って責任が重くなってきたと。保護者からのいろんな要

求もございますし、だから、そういう面ではその勉強の場というのはやっていかなきゃいかんと思います。

これは余計なことまで申しますけれども、おまえ言いよったじゃないかと言われると困りますけれども、やはり責任ある資格のある人をだれか1人ちゃんと配置したいなという気持ちは持っております。皆さんパートでただ回っていくというだけじゃなくて、そういうこともこれから考えていかなきゃいかんというふうに思いますし、これはまだ学校、教育委員会とも話しておりませんが、この前、県の人と話して、そういう話がちょろっと出たものですから、私もいいなと思ったのは、中学生の中にやはりボランティアを志す、それから、福祉に進みたいとかというような子供たちもたくさんいるはずだと。そういう子供たちの一つの部活みたいな形で、中学生の人にお手伝いしたらどうかなというような話をこの前交わした覚えがございます。そういうことで、いろいろこれからまた勉強もしながら、研究もしながら、よりよい方向でやっていきたいというふうに思っておりますので、ひとつどうかよろしく願いいたします。(発言する者あり)

申しわけございません。整備資金、積立金でございますけれども、これはこれとして、これから先いろいろな事業がございますから、そう簡単にと言うと語弊がございますけれども、それじゃ、すぐそれをというようなところは今のところ考えておりません。できるだけ範囲内でおさめていきたいと。当初申しましたそういう気持ちでございます。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番(原 三夫君)(登壇)

幅広い町長のお考えを聞かせていただきまして、ありがとうございました。

これで私の一般質問すべてを終わります。どうもありがとうございました。

議長(酒井恵明君)

以上で原三夫議員の一般質問を終わります。

引き続き品川義則議員の一般質問を行います。品川議員。

6番(品川義則君)(登壇)

6番議員の品川でございます。休憩があるのかなと思ってちょっと油断しておりましたけれども、通告をしておりました3項目について質問させていただきます。

まず農産物直売所、この件について質問させていただきます。

去る4月26日に、小森町長は宮崎県川南町トロントロン軽トラ市を我々産業環境常任委員会と御同行されて視察研修を行われておりますが、その軽トラ市をごらんになって、その所感についてお尋ねをさせていただきます。

この川南町のトロントロン軽トラ市となっておりますけれども、傍聴者の皆さんも多くいらっしゃいますので、この概要について少し説明をさせていただきます。

この軽トラ市は毎月の最終日曜日に行われております。朝7時半から11時半まで行われておりまして、軽トラック、それから軽自動車等にそれぞれの商品を積んで、これが参加者が前回4月の参加者が120台というふうに、この朝市でも一番多かったように聞いております。与えられた約7メートル幅の道路に軽トラと、それから横にテントを建てまして、そのテントで販売をしていらっしゃいました。その他ほかには、その軽トラ自体が販売車として加工して販売をしていると、タコ焼きとかタイ焼きとかですね。そういったところは、そういった専用の自動車を置いて販売していらっしゃいました。

販売品目としましては、野菜、果実、そういったあらゆる農産物、それから海産物、目立ったのが、ボランティアでされているのが、かつおぶしをそこで削って販売されているというところもありました。それからうどん、まんじゅう、コーヒー、すし、花、花苗、ニジマスの塩焼き、タイ焼き、タコ焼きですね。ちょっとした商店街よりは、それ以上に非常に幅広い商品売っていらっしゃいました。これは農業者、商業者だけではなくて、一般の方ですね、木工の工芸品とか、自分の趣味でやっているものとか、そういうものを販売されている方もいらっしゃいましたし、御夫婦、家族連れで、自分たちでコーヒーとか、おすしとか仕入れて売っていらっしゃる方もいらっしゃいました。

そういったこの朝市が行われておりますけれども、7時半から11時半、この期間で毎回毎回自分たちが持ってこられた商品は、ほぼこの店でも完売しているという大変な盛況でございまして、我々が見たところでも、約700メートルの道路でございまして、約3,000人程度の方がいらっしゃるんじゃないかなという感じがいたしました。

また一番印象に残りましたのは、非常に活気があふれておりますし、販売されている方、また、その商品を買いに来られた方も非常に笑顔で、売るのが楽しみ、ここに来て買うのが楽しみという雰囲気が非常に手にとるように、我々も思わず買わずにはられないような、そういった環境があつた朝市にはあつたのではないかと感じております。こういった雰囲気の朝市というのは、今までいろんなところに行きましたけれども、なかなか味わえないような

感じてございました。

こういったものを視察したわけですが、それについて町長がどう思われているか、お尋ねをさせていただきます。

この川南町の軽トラ市が基山町でもできるとお思いでしょうか。

また、この方式を取り入れることができるとして、その場合、基山町は積極的に指導していくのか、それとも側面からの支援になるのか、どちらを選択されるのでしょうか。

また、この方式は基山町では無理だという場合の一番の障害となるものは何でしょうか。

以上、この軽トラ市についての質問をお願いいたします。

次に、新型インフルエンザ対策について質問させていただきます。

皆様御存じのように、新型インフルエンザ発生がしております。また、その経過も皆様よく御存じと思っております。6月6日、お隣の福岡県でも、また福岡市でもとうとう感染者が発生をいたしました。そういった状況の中で質問をさせていただきます。

新型インフルエンザが国内でも発生をしましたが、その後の対策で質問させていただきます。

5月18日に基山町は対策準備室を設置されましたが、その経緯とその対策の内容はどうなっていますでしょうか、お尋ねをいたします。

また、学校、保育園の休校、休園などの対応はどの段階で判断をされるのでしょうか。また、その休校、休園となった場合の保護者への対応はどうされるのでしょうか。

そして、基山町にも多くいらっしゃいますデイサービス、訪問介護などを利用されている高齢者、障害を持った方々などがいらっしゃいますが、その対応はどうなっているのでしょうか。そしてこのデイサービス、訪問介護には費用がかかりますけれども、その費用に対して町独自の支援を考えられていますでしょうか。

次に、このインフルエンザに対しての実務として働く町職員について質問をさせていただきます。

町職員の業務執行時の安全対策はできているでしょうか。また、その行動マニュアルは作成されていますでしょうか、お尋ねをいたします。

この質問を最後に、今秋にはさらなる強毒性を持った新型のインフルエンザが発生するのではないかということがマスコミ等で大きく取り上げられ、また、国も大きな不安材料として危惧をしているところでございますが、今回、立てられた対策の見直しはなされるのでし

ようか、お尋ねをいたします。

次に、3項目めでございます。環境美化について質問させていただきます。

今回は、犬の散歩によって起こる犬のふん害について質問をいたします。

約一部の飼い主のマナーが悪くと思いますが、そのおかげで多くの町民が被害、また迷惑を受けておる現状は皆様よく御存じだと思います。例えば、通学路、ウォーキングなどの歩道を利用するのに支障を来したり、また農道や住宅の敷地内に勝手に埋められ、後で異臭がしたりという話をよく聞いております。このような状況であることを踏まえて質問させていただきます。

飼い犬の畜犬登録が狂犬病予防法で義務づけられておりますが、現在、登録されている犬は何頭でしょうか。それはまた全体の何%になりますでしょうか。

次に、飼い主は飼い犬が「人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。」と動物愛護法、これは動物の愛護及び管理に関する法律に決められております。行政としても指導をしなければならないと考えますが、他人に迷惑をかけないように、散歩時のマナーなどについて講習会などは行われているでしょうか。また、その講習会への参加者は何人いらっしゃいますか、お尋ねをいたします。

次に、町条例の基山町犬取締条例第3条4項に、公共の場所又は他人が所有する土地にふんをした場合は「適切に処理」とありますが、この「適切に処理」というものはどういうものをあらわしているのか、お尋ねをいたします。

最後に、この違反者に過料、公表等の罰則規定は設けていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

以上、3項目を質問いたしまして、1回目を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

品川議員の御質問に第1回目のお答えを申し上げます。

まず、1の農産物直売所についてでございます。

トロントロン軽トラ市を視察に行って、その所感ということでございます。なるほどおもしろい取り組みだなというふうに私も思いました。これは工夫次第では割とリスクなくできるのかなというような感じもしたようなわけでございますけれども、まず、アの基山町でも

できると思うかということでございますが、これはやはり私としてはできるというふうに感じております。ただ、やはりこれは農業者とか、あるいは商業者とか、そして町民の皆様の協力、参加がどうしても必要だろうというふうに見てまいりました。

それから、イの取り入れることができるとした場合、町が積極的に進めるか、それとも側面からの支援かということでございますけれども、取り組みにつきましては関係者と協議をしていきたいと思いますが、やはり中心に商業者や農業者の方がなっていて、行政はそれを側面的な支援を行うほうがベターだというふうに思います。

それから、ウの取り入れるとした場合の障害ということでございますが、障害と言えるのかどうかは疑問ですけれども、やはり今申しますように立ち上げ、そして運営主体はやはり皆さん方がということになっていただく、それがどうかということと、それから、あとは募集の仕方、参加者の数、その辺が大変問題になってくるというふうに思っております。

なお、これは行政のほうから私と吉浦課長と参っておりますので、いろいろまたございましたら、吉浦課長にもお尋ねをいただきたいというふうに思います。

それから、2番目の新型インフルエンザ対策についてでございます。その対策ということで、アの5月18日に対策準備室を設置したが、その経緯と対策の内容はどうかということでございます。

5月10日から12日にかけて基山中学校が関西方面に修学旅行を行いました。その対応策を検討するため対策準備室を設置いたしておりました。まず、町内の病院、医院へ状況報告を行い、生徒については5月18日から22日まで健康観察を行いました。そのほか、学校、保育園の休校、休園の対応や公共施設の使用禁止等について協議をいたしております。

イの学校、保育園などの休校、休園対応はどの段階でするのかと、また保護者への対応はどうかということでございますが、学校や保育園において感染者が発生した場合は、当該校や園を臨時休業といたします。また、保育園は保護者に対して臨時休業に対する理解と協力の文書を既に配布いたしております。学校につきましては、近隣市町で発生した場合は保護者に協力の文書を配布したいと思います。これは、この時点ではそうございましたけれども、お答えする時点ではそうございましたけれども、もう配布するような手配はいたしておるといようなことを聞いております。

それから、ウのデイサービス、訪問看護などの老人への対応はどうするのか、町独自の支援策はあるのかということでございますけれども、ケアプランを在宅用に組みかえて、同じ

費用での対応を行いたいと考えております。

それから、工の職員の業務執行時の安全対策準備はできているのか、また行動マニュアルは作成しているのかということでございますが、行動マニュアルは現在作成中でございます。作成後、対策行動計画に基づいて対応をいたしたいと思っております。

次に、2の今秋にはさらなる新型インフルエンザ強毒性が発生するのではと危惧されているが、対策の見直しをするかということでございますが、現在作成中の対策行動計画は強毒性を前提の計画ですので、できるだけ早く作成して、今後予想される状況に対応していきたいというふうに思っております。

3の環境美化についてでございます。

(1)犬の散歩時のふん害について。

アの畜犬登録が狂犬病予防法によって義務づけられておると。登録している犬は何頭か、また、それは全体の何%になるのかというお尋ねでございますけれども、登録件数は1,140頭でございますが、これが全体の何%かとお尋ねにつきましては、全国で飼育されている犬は1,200万頭と言われております。そのうち登録されているのは約半分と。また、予防接種を受けているのは4割にすぎないと言われております。したがって、本町でも相当の未登録犬がいると思われます。今後も飼い主に対する啓発に努めていきたいと思っております。

イの飼い主は飼い犬が人の生命、身体もしくは財産に害を加えた場合にはということでございますが、人に迷惑をかけないように、散歩どきのマナーなどについて講習会などは行っておるか、また参加者数はということですが、年に1回専門のトレーナーをお願いし、けやき台北部公園にてしつけ教室を開催いたしております。参加状況でございますが、平成19年が46人の参加で16頭でございます。平成20年が天候が悪く、14人の参加で10頭ございました。まだまだ飼い主の意識が低いと思っておりますので、今後も継続していきたいと思っております。

ウの基山町条例犬取締条例第3条第4項でございます。ふんをした場合、「適切に処理する」とあるが、適切に処理とはどんなことかということでございますが、これは、ふんをした場合は、飼い主がこれを持ち帰り処分するということでございます。

エの過料、公表等の罰則は設けていないのかということですが、条例の第6条第1項に設けております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

この農産物直売所については、1のア、イ、ウとありますけれども、一括して質問させていただきます。

まず、基山町でもできるということでございますけれども、軽トラをお持ちの方とか、また出店をされたい方に集まっていただいておりますので、別に施設の費用とかはかからないことでできると思いますけれども、農業者、商業者、町民の協力及び参加が必要だと思いますね。側面的な支援でということですね。毎回毎回こういった質問出るときには側面的な支援でということでおっしゃっておりますけれども、施設をつくってまたこういった事業を行って、その後の管理運営とか、そういったものは参加者に運営してもらって、それは当然だと思います。そこまで行政が入ることはないと思っておりますけれども、とりあえずは立ち上げですね。立ち上げるときに町が全面的にバックアップをするよとか、このトロントロンの市は約8割の方が町外からお見えになっているという一つの川南町の観光行事としても大きく取り上げられておりますし、ほかの朝市とは違って異質であることでマスコミ等も非常に取り上げられております。観光的なものとするならば、町として主体的にやるべきではないかと思っておりますけど、その辺のことはどうお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

町長に求めてあるんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）町長。

町長（小森純一君）（登壇）

立ち上げのときぐらいはということでございますけれども、立ち上げのいわゆる仕掛けと申しますか、企画と申しますか、そういうことはやっぱり民間の方で主導していただいたほうがより後がうまくいくのじゃないかと。いわゆるもう行政が笛を吹いて、さあ本当にいいのかなというような、私はこれは一種のおまえ逃げだというようなことを言われるかもわかりませんが、やっぱり本当にやる気がある人が何人かお寄りになって立ち上げて、そして運営していかれるというのがベターじゃないかなというふうに思っております。

なお、私も非常にその辺が今度行ったとき一つの疑問であったものですから、トロントロンの川南町は商工会が主導してなさっておられ、商工会長さんからの説明があったわけでござ

ございますけれども、その商工会長さんに、それじゃ町はどの程度どう援助、関与していますかというようなことをお聞きいたしました。そしたら、何しろこの立ち上げのときにはいろいろ制度がありまして、それを商工会として活用されて立ち上げられたというような話でもございました。そしてその後、町としてはというお尋ねをしましたところ、これは間違っていたら大変ですけれども、県が1,000千円、町が1,000千円というような数字をお聞きいたしました。そんなもんかなという感じも正直なところでしたんですけれども。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

相変わらず側面的ですけれども、もう少しですね。前も同僚議員が言われたと思いますけれども、この農産物直売所、町長のマニフェストにあったのではないかと。それも1期目、2期目、2回ともあったのではないかと記憶をしております。マニフェストでございますので、町民との約束ではないかと思っております。また、これに対して農業関係者、それから商業関係者も大きな期待を持っていただいたのではないかと思っております。

また、これは全国各地で軽トラ市というのは広がっております。宮崎県だけでもこの川南町を入れても4町行われております。また青森県、インターネットで見れば、全国各地でこの軽トラ市というのが朝市として取り上げられております。何よりも施設が要らない、既存の道路を封鎖して行われるということで簡単にできるし、また、その活用性も大きくできますのでということであります。

行政のかかわり方で見つけた 見つけたとはおかしいですけれども、見たんですけれども、秋田県の五城目町というところで拠点施設ということで、空き店舗を利用した朝市プラザをつくって活性化に向けたアイデアを練るスタッフを配置したということで、このスタッフは事業主体の町地域雇用創造協議会と、代表はこの町の町長さんがなっております。厚生労働省の地域雇用創造実現事業の補助も受けて、町の地域プロジェクトの一環として商店街の中にこういう拠点をつくられて、もともと行われておるこの朝市の支援を行われております。こういう行政のかかわり方もあります。

それから、今小森町長が言っていらっしゃる協働の実績ということで、これは仙台市の太白区、ここで事業主体行政と、太白区総務部まちづくり推進課地域活動係というところが、

協働相手、NPOの太白朝市推進協議会と、その協働相手の提案を事業主体が行政となっ
て行われている地区もあります。こういう地区もあるわけですね。

何よりも商業者、農業者が不安に思うところが、なかなか農業も厳しい、商業も厳しいと
きに、そんなに余裕は持っていないんですね。実際、きのうも商工会の一下部組織の総会
がございまして、その中でもこのお話をさせていただきますけど、いやあ、なかなかそんな
余裕はないよと、自分の日々の仕事だけで手いっぱい、それ以外になかなかほかの事業ま
では難しいと。商工会が行っている事業についてもなかなか参加が難しいという状況であり
ます。これは農業についても同じだと思っております。

これを職員の方にお聞きしたところ、済みませんけど、きのくに祭りとか、地域拠点とか、
いろんな事業があつて難しいですと言われております。その中でやはり活性化というものを
求めなきゃいけない、また観光行政としても大きな目玉となり得るようなこの軽トラ朝市と
いうものがあるわけでございますので、いま一度その側面的支援ではなく、主体的に足元を
変えるような御意思はないか、再度お尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

今なかなか厳しいマニフェストという言葉も出てきましたし、協働というような言葉も出
てまいりました。私もそれを言われるとやっぱりちょっと心にどきどきくるようなもんもあ
るわけでございますけれども、しかし、よそのまちがどうかかわりというか、さまざま
だろうというふうに思っております。川南町はそうだったということでございますけれども、
よそではやっぱりそういう例もあると。だから、もうその辺のところは本当にどの程度とい
うか、お金だけがすべてじゃないと思うんですけれども、それ以外に実際職員がかかわって
やるべきなのかどうなのか、その辺のところはやっぱりいろいろまた議論があろうかとい
うふうに思います。

それから、きのうも品川議員も一緒でございましたけれども、商工会の一部の組織の総会
で私も話しておりましたけれども、商工会としても、それから、モール街としてもひとつま
た川南町に見に行こうというような非常に関心をお持ちでございます。やっぱりそういう気
持ちがなからんといわゆる成功はしないということで、町も決して傍観者というつもりはご
ざいませぬ。やはりそこには町なりのかかわりが必要だろうということは私も思っておりま

すので、ひとついわゆるもう熱心にやろうというような、そういう母体がどこかに欲しいと。それを行政も一緒になってやっていこうと。そういう意味の側面というような言い方をさせていただきますので、繰り返しますけれども、傍観するというつもりは決してございませんので、よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

ぜひお願いをしたいと思っております。

今の町長がおっしゃいました商工会、それから、モール商店街も視察に行くという話、私もきのう聞きまして、本当にここ商工会こそ、また農業関係者こそが主体となってやるべき事業だなと改めて思っておりますけれども、側面的支援とおっしゃるならば、7月に行こうかなと、行けるかなというお話をきのうされておりました。まず、側面的支援の第1弾として、川南町朝市ツアーでも町に組んでいただいて、農業委員会とか農業関係者、この前、立ち上げのときに役員になられた方とか、参加を希望されていた方とか、それから町行政の方も多く、土日でございます、業務には余り支障はないようですので、ツアーを組んでいただいて、福祉バスを借りるなり、100人ぐらいで行くなり、50人で行くなり、そういった企画のツアーも側面的支援ではないかと思っておりますので、ぜひ企画をしていただければと思っております。7月の最終の日曜日でございますので、まだ2カ月近くございますので、十分間に合うと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次の新型インフルエンザについて質問をさせていただきます。

対策準備室を18日に設置されましたけれども、対策準備室を立ち上げられた理由は何でしょうか、お尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

18日に対策準備室を設置いたしておりますが、その理由ということでございます。国内発生をいたしまして、特に関西方面が最初の発端の地域でありました。そこに基山中学校の生徒が修学旅行に行ったということで、帰ってきてからですけれども、関西地区の行ったところの地区がある程度蔓延してきたということがありまして、基本的にはその対応策というこ

とでまず設置をいたしました。

内容につきましては、各町内の医院、病院につきまして、こういうふうに中学校の生徒さんが行かれておりますので、もし外来として見えられた場合についての対応をお願いいたしますということ、中学校の生徒さんにつきましては、おおむね1週間だったと思いますけど、健康観察を行っております。結果的にはどなたも発症されなかったということで幸いだったと思っております。

それと、この設置をきっかけといたしまして、学校、保育園、あるいは公共施設等の休園、あるいは使用禁止等の協議を行ったところでございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

はい、わかりました。中学校が行ったから対策準備室をしたということでございます。

おおい福岡でも発生をしまして、距離的に見ますと20分程度の距離であります。こういった対策準備室を立てるなり、対策を始めるなり、また学校の休校、休園を指示する場合の判断基準をどこで、どの時点で行うかなんですけれども、県からの通知で来るのか、それとも基山町独自で町から10分以内であるとか、10キロ以内だとか20キロ、福岡市もどの辺で来るのか、筑紫野市が発生したらするのか、その辺の基準をどこに置いていらっしゃるのか。また、その対応を基山町単独で行われるのか、隣の鳥栖市、三養基郡までいくのか、県まで判断を求めるのか。判断とその判断の基準の時期ですね、どこに置いておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

基本的には県といろいろと情報交換をしなければならないと思っておりますし、場合によっては県の要請で対応する場合もございます。

基山町の対応といたしましては、まず学校につきましては、例えば基山中学校で生徒が発生をした場合、基山中学校をおおむね1週間程度臨時休業するということで、該当校が発生した場合について、該当校だけを臨時休業したいというふう考えております。

それから、保育園等につきましても、いわゆる公立基山保育園と、公立ではございません

が、たんぼぼ保育園につきましては、これも感染者が発生した園について当該臨時休業をしたいというふうに思っております。

それから、近く福岡市あたりも6日ですかね、十何人程度発症いたしましたけれども、これについては教育委員会のほうで早速保護者の方に協力の文書を差し上げておるところでございます。

それから、施設関係につきましては、鳥栖三養基地区程度の、もちろん筑紫野市、小郡市も含まれますけれども、そういうところに新型インフルエンザの患者の方が出た場合につきましては、使用禁止を含めて検討したいというふうに思っているところでございます。（発言する者あり）

私がちょっとはっきり申し上げませんでしたでしたが、基本的には県の要請がなされます。もちろん直接的になされるのではなく、町を通じていろいろ要請がなされますが、保育園、それから学校等についてはそういう町を通じて行うようになっております。

それと、社会福祉施設でございますけれども、こういう施設、もちろん保育園も含みますが、基本的には県が社会福祉の施設に直接要請をするということになっておりますが、場合によっては、当然市町村に協力を得て市町村経由で行うということもございますが、この新型インフルエンザにつきましては、県が主体となっていると対応をするということが基本でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

以前、古川知事が基山町にお見えになりましてお話があったんですけれども、そのときに、こういったインフルエンザとか入る場合には、多分ですけど、九州の場合には福岡県から入るんじゃないかですね。新幹線なり空港なり、そういった形であるんじゃないかと。佐賀県に入る場合は基山町が一番最初に入ってくるんじゃないかと。今回の前段ですけども、福岡市に九州でも一番最初に入ってきましたですね。そのときの知事の話ですと、県では基山町が一番最初に入ってくる。今回のインフルエンザは潜伏期間が3日間かかるということが言われております。基山町の判断は、県の指導があって、要請があってということでございますけれども、おわかりになるかどうかわかりませんが、県の判断基準はどこでされているのかですね。佐賀市にいた場合のことをされているのか、一番最初に基山町がこの感

染病がはやるよという時点でその県の判断はされているのかですね。個人的な考えですけども、私は県全体とか、県の佐賀市とか、県庁があるところ、その基準でされているんですけども、それだと基山町ではもう蔓延していて、3日間ですから、3日前には入ってきて、それが発生して、情報が来てですね。ですから、佐賀県が国と連絡をとって、どの辺ということがわかると思うんですけども、3日間の潜伏期間が今回ありますけれども、新型になりますと潜伏期間も変わってきますでしょうし、その毒性も変わってきますし、感染力も変わってくると思うんですよ。ですから、言うならば、情報社会ですけど、基山町は県よりも早く独自でそういった情報を集められないことはないと思うんで、そういった基山町独自の判断基準を設けるべきではないかと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

県の判断ということでございますが、基本的には発生したかしなかったというのは、県が最初情報を確認できるものというふうに思っております。と申しますのは、高熱とか、そういう症状が出た際につきましては、まずは発熱コールセンターに相談をしてくださいということをお願いいたしております。各医院とかに直接行かれることなく、その発熱コールセンターに相談をされて、症状によっては指定病院にかかっているという順序がございますので、県が最初そういう情報をつかむと。それに伴いまして、例えば基山町であれば、基山町にすぐ連絡が入るものと思っております。ですから、県がどこを中心というふうに考えているかということでございますが、それは県内どこであっても発生すれば、県も県内発生という位置づけをされると思っておりますので、御指摘のとおり、基山町あたりは意外と早く発生する可能性は高いと思っております。ですから、当然その状況を聞いて私たちも対応すべきでございますが、事前にやはり準備室等で協議をいたしておりますので、町は町でそれなりの体制づくりは基本的には行っていかなければならないというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

答弁を聞いておりますと、感染は絶対にするんだという前提で対応になっていると思うん

ですね。ですから、一番最初に国がやりました水際作戦ということで空港等で、あそこでとめようということではできないんだということでありましてけれども、国があそこで水際でやったのは、その毒性がわからなかったということで、一番あいつた対応をとられたものではないかと思っております。

今回は毒性が弱かったものですから、そういった蔓延をしてもそう被害はないだろうということでありましてけれども、やはり基山町という独自の土地性がございますので、やはり猛毒性の場合の対応というものは今回のものとは大きく違ってくるのではないかと思っておりますので、それに対して佐賀県の要望、要請も大事でしょうけれども、福岡県なり、そういった方向に、逆に県とかに情報を提供できるまでの精査した対策をとっていただきますように要望させていただきます。

次へ移らせていただきます。

今課長おっしゃいましたように、発熱とか発症した場合には、県の相談の窓口の電話がございまして。そこで指定の病院と言われておりますけれども、基山町内の病院で感染者数はどの程度まで対応ができるのかですね。ですから、最初ですと、発生の届けがあって、別棟でその症状を調べるとか、検査を受けるとか、受付があるのかなっておりますけれども、そういったものがこの町内でできるのかですね。そういった指定の病院等が医療の体制についてどういうふうな対策がとられるのか、お尋ねいたします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

感染された場合につきましては、まずは指定医療機関でございますので、東部地区につきましては、みやき町にございます東佐賀病院がまず対応病院ということになります。それともう1点、協力機関というのも設けてありますので、この鳥栖三養基地区についての協力機関につきましてはやよいがおか鹿毛病院ということになっておりまして、発症者につきましては、その2つの病院に限定いたしまして対応させていただくということでございます。ですから、町内の医院、病院につきましては基本的には対応されないということでございます。

それともう1つ、今、鳥栖三養基地区でいろいろ協議をいたしております中で、強毒性になった場合につきましては、鳥栖三養基の医師会と協力体制をとらせていただきまして、場所をまだはっきりは決まっておりますが、別途限定をいたしまして、そこで直接患者さん

を診させていただくというような話をいたしております。ですから、この新型インフルエンザの強毒性になりましても、各病院につきましては基本的に町内の病院では診ていただかないという体制で行っているところでございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

今言われました、みやき町と、それからやよいがおか鹿毛病院と。

対応できる人数は何人ぐらい対応できますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

実質的にどれだけ対応できるかということにつきましては、私たちも情報は持っておりません。

ただ、関西方面を見ますと、そういう指定病院、協力医院あたりの対応、体制以上の発症した場合については、今回、特に弱毒性ということもあったと思いますが、ほかの医院でも病院関係にも依頼をされておりますので、最終的にはそういう対応になるかと思いますが、直接的に指定病院、あるいは協力病院がどれだけ対応できるかという情報につきましては、申しわけございませんが、把握いたしておりません。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

新型インフルエンザですね、仙台市でかかりつけ医でも診療可能と、今回の件ですけれども取り組まれております。これは、4年前に仙台市の市長が就任されたときから、こういった新型インフルエンザ、感染症等に、その対策として医療機関、またそういった関連の機関とお話をされて取り組まれております。そういった病院の拠点で集中してされるということでもありますけれども、とても想定された被害状況ですね、人数とか、これは鳥インフルエンザで佐賀県のケースなんですけれども、県内だけでも受診者が8万8,000人から最高で17万人、それから、入院患者が重度で1万3,000人、中度でも3,600人と。こういう非常に多くの被害の予想がされておりますので、やはり医療機関の体制が整えられていない初期の医療の

判断ですね、それが非常に重要になってくると思っております。このウイルスの検査等をするときでも、マスコミでもあったんですけれども、保健所は、悪い言い方をすればマニュアルどおりですけれども、かかりつけ医者とか、現場の医者の独自の判断ですね、それによってこのウイルスの検体の調査を依頼されてもなかなか折り合いがつかないというふうになっておりますし、また、本格的にこのウイルスが蔓延した場合には、その対応は非常に大きなものになってくると思いますので、早目早目の地域性、それから重篤性を重視されて、もう少し対応を持たれたほうがよろしいのではないかと要望をしておきます。

次に移らせていただきます。

役場の職員はこういった対策で動かなければいけないでしょうし、町内には警察官とか、消防署員とか、医療関係者も多くいらっしゃると思います。学校、保育園の休園とか休校をされるということですが、こういうふうに、自分はこの対策で出ていかなければならないということで、この子供たちに対応できないという家庭もいらっしゃると思うんですね。全部休校になりますと、自分たちの子供がですね、当番制で出てこなきゃいけないとなっておりますけれども、実際のこの基山町の職員の中で、対策として現場で働くときの対応できる人数は何人を想定されていますか。今、職員は大体100人いらっしゃいますけれども、感染していない、またそういった個人的な、地域の事情によって活動できないという者を除いて、実質的にこの感染の対策の対応として働ける職員ですね、動ける職員は何名程度を想定されていますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

想定人数というのはなかなか難しいところでございますが、県、あるいは国等の考えによりますと、罹患率が一応4割ということになっております。それから考えますと、職員の中で一応パンデミック状態になったときに動かれる人数は6割程度というふうに認識をいたしております。

ただ、その中でもどうしても今各部署で持っております仕事を放棄できない、パンデミックでも放棄できない状態がある分については、当然担当職員をそこに配置いたしますけれども、それは今ちょっと作成中で、最終的にはまだはっきり人数は出しておりませんが、それ以外の職員につきましては、基本的には全員この新型インフルエンザに対する対応をさせて

いただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

次に移らせていただきます。

ケアプランを在宅用に組みかえて、同じ費用で対応を行いたいと思っておりますということですが、そういった介護とか、高齢者の家庭とか、障害を持った方々の家庭でデイサービスとかのサービスを受けていらっしゃるけれども、なかなか費用の面もあって、そして自分でできる分はということでされておるところもあります。ただ、こういったインフルエンザにかかりますと、なかなかそういった今までやっていたことができなくなりますので、費用がかかるんじゃないか、費用があるんじゃないかということで、その費用について町のほうで支援はできないかということでお尋ねをしたんですけれども、この答弁でありますと、今以上のサービスを受けても、今と同じような費用でできるのか、対応されるのか、それとも増額分は増額分でケアプランの事業所に費用が支払われるべきなのか、その払った増加分を町のほうで補てん支援をされていくのか、そのところはいかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

特に老人あたりの社会福祉施設でございますが、これにつきましては、国、県あたりから代替サービスをするようにという要請がなされております。閉鎖をした場合について、当然そういう通所、訪問あたりを受けてある方がいらっしゃいますので、これにつきましては、施設を閉めても、そういうサービスには対応するようにと。これ優先順位がちょっとありますけれども、そういうのを勘案して代替サービスは行いなさいという要請をされております。

それと、今、要支援、それから要介護の方につきましては、それぞれ限度額とありますが、額が決まっております。ケアプランを作成する中において、サービスを受けられる方についてはそれぞれ限度額がございます。本人さんが希望される場合につきましては、基本的には上回った分につきましては全額負担ということに今現在でもなっております。ですから、今、訪問看護、あるいは通所サービスを受けてある方につきましては、ケアプランを作成いたしまして、その中でいろいろとサービスを受けていただいておりますので、これが臨時休業と

かになりまして通所サービスを受けられないという場合につきましては、本人さんの希望もお尋ねをいたしまして、すぐにケアプランの作成を在宅用に変更すると。これもあくまでも支払いといたしますが、サービスを受ける限度額の範囲内で行いたいと思っておりますので、本人さんがそれ以上の希望をされない場合につきましては、限度額内で対応するという体制づくりを進めておるところでございます。（「限度額超えたらだれが負担するんですか」と呼ぶ者あり）それは本人さんが全額負担ということに、今の介護保険法でもそういうふうになっております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

ですから、今回はインフルエンザが蔓延してどうしようもなく、今までは入浴とか買い物に行っていていただくとか、今までは自分でもできるけれども、そういったインフルエンザにかかった場合、在宅で介護を受けていたりとか、障害があったから、今までは受けていないサービスも受けなきゃいけないと。受けると費用がかかる。今も受けたいけれども、受けるのをやめていると、自分の限度額で認定されたところで。ただ、その認定が、今回はインフルエンザにかかって病気にかかると認定の度合いが上がると思うんですよね、介護とか支援のですね。それと、御本人が望む望まなくとも、こうやってかかると費用もかかる。じゃ、それを自分が負担しなきゃいけない。でも、その申し込んでいるときに負担を減らすために、介護の限度額を自分で下げていらっしゃる方もいると思うんですよね。ですから、できれば余分にかかった費用を緊急で町のほうでぜひ支援していただいて、早い回復をしていただけるようにできないものかと。ですから、我々みたいに若ければいいんですけど、介護を受けられる方というのは基本的にはお体が弱いと思うんですよね。今回のようなインフルエンザにかかってしまうと動きたくても動けない。介護サービスを余計に受けて支払わなきゃいけないんですけど、それが生活費のほうで負担があるから、その支援をできないかということなんですけれども、町長どうお考えでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長いいですか。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

そうですね、いわゆるお年寄りでデイサービスなり訪問看護を受けておられる方、もしこ

うという方が発熱されてかかられてということになれば、やはりもう病院対応と、入院されるということになるのかなと。ちょっと確たることは言えませんが、今ちょっと考えますのはその辺かなと。ずっと自宅におられて介護を受けるというようなケースが本当にあるのかどうかというようなことが、ちょっと私もわかりかねますもんですから、何ともお答えしようがないということでございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

本当に想定外の非常に大きな被害をもたらす可能性もありますし、それに対応する病院のベッド数とかいうのも限られていきますでしょうし、先ほど課長がおっしゃった、新しくその施設で指定して、そこで対応とかということになりますでしょうけれども、それに当てはまることできない大量の患者数が出た場合の対応もあると思うので、いろんな場合を想定して対策を練っていただければと思っております。

なぜここまで言いますかといいますと、今回のインフルエンザが、9月、10月の秋口にはもう一回南半球から返ってきて、猛毒性を持って変化して返ってくるのではないかということが言われております。その想定される原因の一つは、古い話で失礼なんですけれども、1918年のスペイン風邪というものがございまして、今回の発症とよく似ていると言われております。最初のこの記事によりますと、最初の報告は3月に発症しまして、大多数は数日で症状が消えたため、三日熱ということで軽症の風邪というふうに言われております。ところが、同じ年の8月に狂暴化しまして、このスペイン風邪の第2波、第3波の流行は18年から20年の春まで世界的に被害を受けているようです。このとき、世界の人口の20億人の約3分の1が感染をしております、国内でも38万人から45万人がこのとき死亡されているということもあります。これが基本となって、秋には狂暴化したインフルエンザになるんじゃないかということでありますので、今回、立てられている対策というのもそういった鳥インフルエンザ対策だと思いますけれども、最初から言っておりますように、地域性と、それから対策を十分考慮されて対応していただければと思っております。

時間もございませんので、次へ移らせていただきます。

環境美化についてでございます。

登録件数は1,140頭、これを5割としますと、町内には飼い犬が2,300頭ですね。2,300頭

の4割といいますと、920頭が受けていて、予防接種を受けていない犬が6割ということになりますと1,380頭でございますけれども、これは予防接種は年に1回受けるとなっておりますけれども、その予防接種を受けている頭数は何頭でございますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長わかる。質問もわかっておらんやろう。（「議長、いいです」と呼ぶ者あり）品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

これは予防接種は受けなければいけないとなっておりますのに、答弁では、予防接種を受けているのは4割にすぎないとなっております。啓発もされていることと思います。調査にはこういった保健所からのパンフレットもございました。

ところが、これは年に1回必ず受けなければならぬとなっていて、啓発をされているということでございますけれども、あと6割の方に予防接種をしていただくような啓発活動の、今、どんな啓発活動をされているのかですね。ホームページでされている、広報でされている、登録のときにされているとかいろいろあると思いますけれども、こういった啓発活動をされているのでしょうか、お尋ねをさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの啓発はどういうふうに行っているかということでございますが、まず、4月の段階の登録並びに注射の段階で広報、それから、ホームページ等でお知らせをしています。それと、再度未登録、それから未注射というか、そういうところについては広報を出すように今準備中でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

わかりました。

その広報ですけれども、金曜日の町政報告で町長は、チャレンジデーの参加者43%、今回もその広報活動で予防接種を受けているのが4割ということであれば、基山町の今の広報活

動の成果は町民の全体の4割しか届いていないということにはならないかと思うんですね。忙しかったり、用事があって行けない、予防接種も受けられないということであれば、6割程度の広報は伝わっているのかということであれば、この今基山町が行っている広報活動では、今のまま同じものをしていてもなかなか伝わっていかないと思いますし、年に1回必ず予防接種を受けなければならないということも、飼い主の皆さんがすべて御存じじゃないということも言えるのではないかと思いますので、その広報活動をもう一回見直ししていただいて、すべての方とはできないでしょうけど、8割程度の予防接種を受けられる飼い主であるべきではないかと思います。狂犬病の予防ですから、万が一の事故があって、予防接種を受けていないということがあれば、法律で決まっていることですから、町の責務というものも私はあると思うんですね。ですから、その辺がないように広報活動のもう一回再検討をお願いいたします。

講習会が行われているそうでございますが、平成19年で46人の参加ということでございますけれども、けやき台北部公園で年に1回行われておりますが、このトレーナーの講習内容と、それから、年に1回なぜけやき台北部公園で行われているのか、年になぜ1回しか行われていないのか、それと、講習会の内容と、なぜ場所がけやき台北部公園なのか、この3点についてお尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいま犬のトレーナーの問題でございますけれども、特にけやき台のほうで犬が多いと、それから、犬のふんに対する苦情等も多いということなので北部公園のほうでやっています。

それから、内容につきましては、今、しつけ、それから、散歩時というですか、散歩の仕方とか、そういうものを含んだところで専門のトレーナーをお願いをしています。

それと、先ほど予防注射の頭数でございましたけれども、これは町政報告の中で町長のほうから報告がございました。予防注射頭数については534頭になっております。

以上でございます。（発言する者あり）

済みません。1回しかしていないのはなぜかということですが、費用的な問題もございまして、トレーナーの方との調整の問題もございまして、そういうことで、今のところ年1回と

いうことでさせていただきます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

費用の件が出てまいりましたけれども、そんなに費用はかからないと思うんですけれども。

参加者が46人で16頭ということですが、予防接種の接種者が534頭ということを考えれば、もう少しやはり最初にお願ひしました広報活動の検討とか、マナーアップの講習会を、また1カ所ではなく、けやき台に飼い主がいっぱいらっしゃるとか、苦情が多いとか言われていますけれども、町内全般でもいろんなところでふんの苦情は来ているんですね。けやき台だけがふんの苦情が非常に多いとかいうことではないと思います。そういった回数、それから場所の選定、それから広報活動の再検討をよろしくお願ひいたします。

次へ進まさせていただきます。

町条例第3条4項ですが、「適切に処理」をすると。答弁では、ふんをした場合は、飼い主が持ち帰り処分することということでありますけれども、であるならば、その条例を「適切に処理」ではなく、ふんをした場合は、飼い主が持ち帰り処分するというふうに条例を改正されてはいかがですか。どうとでもとれるような「適切に処理」という個人的な判断ではなく、だれが見てもわかるような、そういった条文に変えていただくことはできないのでしょうか。要望をお願いします。

罰則ですね、これも条例第6条第1項に罰則等があるんですけれども、これ罰則等を適用されたことがあるのか。また罰則を適用するための畜犬指導員というのがいらっしゃいますけれども、そういった方々、また環境美化の方がこれ関係するのかわかりませんが、そういった方々が見回りをされていて、そういった違反がないのかですね。罰則を設けているということは、違反があるかないか調べていると思うんですよね。なければこの罰則の意味がないと思うんです。調べもしない、何もしないものに罰則を決める必要はないと思うんです。決めているということは、そういった調査をされていると。そういった起きていないかを調べているということがあると思うんですけれども、そういうことをどなたがいつでもどれだけの頻度でされているのか、お尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの罰則ですけれども、今までに罰則を適用したことはありません。

それともう1つは、畜犬指導員というのは、うちの生活環境係の職員が畜犬指導員ということで任命を受けているということでございます。あと随時連絡等があるなしにかかわらず、職員が町内に出たときに犬の状況を見ているということです。場合によっては鳥栖保健事務所のほうに捕獲なり指導をお願いしているというような状況です。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

時間もございませんので、要望でございますが、職員が庁外へ出て業務のときに見ているということですが、とてもあり得ない話だと思うんですね。車でその業務に向かっていらっしゃるときでございますし、車の運転中に同乗者がそういうことばかり見ているとても考えられませんので、もう少しその辺のところもこんだけ被害の声が町民から上がっているということを踏まえていただいて、実効性のあるものにしていただかなければならないかと思っております。

そのためにも、基山町の条例とほかのまちの条例を見比べて、一番違うところは町の責務という条項がないんですよ。明石市には市の責務、それから、藤岡町というところでも町の責務等があります。この責務には、「1条の目的を達成するために必要な施策を定め、これを実施するとともに、町民等事業者及び所有者等に対する必要な指導及び協力等の要請を行うものとする」というふうに、この条例に対しての責務をきちっと明確にされることが必要ではないかと思っております。ぜひ検討いただいております。ぜひ検討いただいております。

ありがとうございました。これで終わります。

議長（酒井恵明君）

品川議員、先ほど条文の改定できないかという、これ要望で終わったようですが、よろしゅうございますか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

～ 午後 0 時 7 分 休憩～

～ 午後 1 時 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

これより池田実議員の一般質問を行います。池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

町政会に所属しております13番議員の池田でございます。通告をいたしておりましたとおり、本定例会におきましては、去る3月議会におきまして予定をいたしながらできませんでした、みやき町に端を發します暴力団の排除・追放についてを今回改めて質問させていただきますが、このほかに、けやき台北部地域の活用についてと、もう1点、基山町の広報についての3点について質問をいたしたいと思っております。よろしく御答弁のほどお願いを申し上げます。

まず初めに、暴力団の排除・追放についてでございますが、通告をいたしました4日後、既に御承知のとおり、5月29日、みやき町が土地と建物を90,000千円で買い取ることが決まったと発表され、「みやき町が施設買収」、「道仁会進出、未然に阻止」、「暴追パワー勝利」、「鳥栖市が一部負担へ」、「官民一体結実」などの見出しで大きく新聞報道されました。多額の費用負担を要することになりましたが、まずは結構な結果ではなかったかと思えます。

これまでの経過を振り返ってみますと、昨年12月7日、みやき町において暴力追放大決起集会が開催され、古川知事以下4,500人参加との報道がございました。基山町においても、町長初め全議員が参加いたしました。その後、みやき町においては、暴力追放に関する議会決議、暴力追放の町宣言がなされ、暴力排除・追放を目的とした、みやき町安全・安心なまちづくり推進条例が制定された旨報道がなされております。

また、昨年12月27日付で「広報みやき 暴追特別号」として、未安町長の「町民の皆様への緊急メッセージ」をトップページとし、「経過報告」、「暴力追放に関する決議」、「暴力追放のまち宣言」、「みやき町安全安心まちづくり推進条例（要約）」が掲載された4ページのもので発行されております。

その後、ことし3月28日には、伊万里市において暴力団幹部の殺人事件も発生いたしました。基山町におきましては、昨年12月議会におきまして暴力追放に関する決議を全会一致

で採択いたしました。質問要旨の(1)は、基山町として、みやき町のような暴力団の排除・追放条例を制定するお考えがあるのかお伺いをいたします。

質問要旨2は、暴力団関係者の進出対象となる可能性のある空き事務所、空き家、空き地等の状況でございますが、その実態は把握されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

質問要旨の3は、このような空き事務所などに対し、進出、入居を阻止するような何らかの対策、手だては講じられているのでしょうか。

基山町の町営住宅につきましては、さきの12月議会で暴力団関係者の入居阻止のための条例改正がなされ、大変結構なことだと思っておりますが、一般の空き事務所、空き家、空き地等に対してお尋ねするものでございます。

質問要旨(4)は、自治組織への非加入世帯の実態でございますが、どのくらいあるのでしょうか、お尋ねを申し上げます。

質問事項の2、けやき台北部地域の活用についてでございます。

まず、質問要旨の(1)パーク&ライド事業でございますが、去る2月23日に竣工式が行われ、3カ月以上が経過しようとしておりますが、依然として道路の駐車が乱れ、設置された駐車場は余り利用されていないように見えるのですが、これまでの利用状況はどうなのでしょうか、お伺いをいたします。

質問要旨の(2)白坂・久保田2号線につきましては、去る3月定例会におきまして平成21年度予算で測量設計委託料4,649千円が計上され、議決されました。また、今定例会において白坂・久保田2号線の廃止認定議案が上程されておりますが、今後どのような計画をお考えなのでしょうか、お伺いを申し上げます。

質問要旨の(3)は、基山パーキングエリアへスマートインターチェンジの設置構想があるようでございますが、現在どのような状況にあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

土日、祝祭日の高速道路利用料金が上限1千円ということで、パーキングエリア利用が活気を呈しているようでございますが、進展はあっているのでしょうか。

質問要旨の(4)は、再三お願いをいたしております、けやき台共用駐車場の設置についてでございます。

平成20年6月、昨年策定の総合計画実施計画平成20年度版では、暮らしを支える活力のある町として、けやき台駐車場整備事業が掲げられており、補助事業として実施年度21年で10,000千円が示されております。21年度は 本年でございますが、これはどうなっている

のでしょうか、お尋ねをいたします。

この項最後の質問要旨(5)は、基山パーキングエリア周辺の開発計画が民間で進められているようでございますが、現在の状況はどのようなのでしょうか、おわかりであればお聞かせいただきたいと思います。

最後に、質問事項3、基山町の広報について、2点ほどお伺いをいたします。

その1つは、基山庁舎にありました電光掲示板が基山駅に移設され、かなりの期間が経過いたしております。私は、基山駅で出迎えをするときに見せてもらっておりましたが、駅へ出入りする人々でこの電光掲示板を見る人はほとんどいないように感じておりました。どのような人々を想定しておられたのでしょうか、御見解を賜りたいと思います。

3月ぐらいからだったと思いますが、消えたままで電光掲示がなされておられません、今後どのようにされるお考えでしょうか、お伺いをいたします。

2つ目は、基山町のホームページでございますが、2004年の7月1日にリニューアルされかなりの年月が経過しております。その中の施設予約システムについて、ちょうど4年前の平成17年6月議会で質問をいたしておりますが、依然として施設の予約取り消しと予約した内容の確認の項目は調整中のままとなっております。そのときの御答弁では、予約システムは窓口申し込み、料金徴収との関係などで課題はあるが、できるだけ早く対処していきたいと考えているとのことでした。4月からの指定管理者制度移行との絡みもあると思いますが、どのようにされるおつもりなのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、池田実議員の質問にお答えをいたします。

まず、1番目の暴力団の排除・追放について。

(1)暴力団排除・追放条例の制定はということでございます。

みやき町への情報収集には出かけておりますが、まだ検討段階であり、条例制定までには至っておりません。

(2)の町内の空き事務所、空き家、空き地等の実態把握はということでございます。

実態把握ということまではいたしておりません。したがって、今後、区長会や安全なまち

づくり推進協議会の皆さんと協議を行い、暴力団関係の情報がございましたら、情報の共有をしたいと思います。

(3)の空き事務所等に対する暴力団の進出・入居を阻止する手法、手だては、対策はということですが、現在、佐賀県では2月開会の県議会に不動産所有者や管理者に対し、土地や建物を暴力団事務所に使用させないよう求める県条例を提出、可決しております。また、基山町の場合は、町営住宅から暴力団等を排除するために、昨年の12月定例議会で基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正につきまして可決をいただいたわけでございます。

(4)の町内における自治組織への非加入世帯の実態はということですが、行政組合未加入戸数合計で495戸になっております。内訳といたしまして、第1区が33戸、第2区が22戸、第3区が74戸、第4区が6戸、それから第5区が18戸、第6区が27戸、第7区が43戸、第8区が29戸、第9区が172戸、第11区が71戸でございます。

2のけやき台北部地域の活用についてということで、(1)パーク＆ライドの事業の現況についてということでございます。

現在、35台から40台くらいの利用のようでございます。基山パーキング周辺の路上駐車については西鉄駐車が整備される以前からあり、農作業に支障を来したり、ごみの不法投棄がありましたので、バリケードを設置したり立て看板を設置したり張り紙をして注意をしております。

(2)の白坂・久保田2号線の測量委託後の計画についてということですが、まちづくり交付金事業の手続を進めており、今年度に設計をして、来年度以降施工することにしております。手続が済み、実施計画が決まりましたら、地域、関係者に説明をし、協力をお願いすることにいたしております。

(3)基山パーキングエリアのスマートインターチェンジの設置についてでございます。

基山パーキングエリアのスマートインターチェンジ設置につきましては、設置することによる効果は大きいと思っています。設置する場合は地区協議会の設置を行わなければなりません。基山パーキングエリアのスマートインターチェンジの大きな問題点は、アクセス道路の整備と、その費用負担がございます。

(4)のけやき台共用駐車場の設置計画についてでございます。

この駐車場につきましては、現在、検討中でございます。

(5)基山パーキングエリア周辺の民間開発計画についてです。

長崎街道株式会社が基山パーキング周辺を地区計画で開発する計画を進めており、町にも説明がっております。民間開発の計画の中で協力できるものは協力していきたいと考えております。しかしながら、県とも協議していますが、関係機関との調整が必要であり、ハードルは高いかと言われております。

3の基山町の広報について。

(1)基山駅電光掲示板の有効性ということです。

基山駅に設置している電光掲示板は、情報伝達と広告収入を考え設置いたしました。昨年末より表示が突然消えたため、設置業者に問い合わせ、点検を実施いたしてはりましたが、明確な故障原因は不明です。現在、業者に調査をお願いいたしております。

(2)の基山町ホームページ、施設予約システムの立ち上げはでございますが、現在、基山町ホームページの施設の予約解消、予約した内容の確認については、現在、御利用にはなれません。本庁の町民会館、体育施設につきましては、平成19年に両施設の設置及び管理条例において、指定管理者関連の条例等の改正の議決をいただき、平成20年に実施、両施設の指定管理者の選定の議決を受けて、平成21年度より指定管理者制度を導入しております。この間、他市町村の施設予約システムの運用状況等を調査してまいりましたので、現在、指定管理者と施設予約システムについての協議等を行っており、今後、導入するかどうかについては結論を出していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

2回目でございます。暴力団の排除・追放から入らせていただきます。

まず、暴力団排除条例の制定でございますが、みやき町への情報収集には出かけたが、まだ検討段階であり、条例制定までは至っていないという極めて簡単な御答弁でございました。検討段階とはどういう意味でしょうか。また、条例を制定されるお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは私のほうから、今の条例の検討段階というのはどういうことかということでございますが、確かに先ほど町長が申しあげましたように、資料収集、それから近隣の市町の状況も聞いております。それで、基山町として条例制定までするかどうかまだ結論まで至ってないと。安全なまちづくり推進条例というのがございますが、それをみやき町としては一部修正をかけて条例をつくったと。その下に、先ほど質問の中にもございましたけれども、まちづくり町民会議というのをつくっております。実質は、そのまちづくり町民会議の機能、それが一番の重点ではないかというように思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

お聞きしたいのは、検討段階ということでございましたので、どういったことを検討されておられるのかということと、それから検討した上で条例を制定する方向に考えておられるのかということをお聞きしたんですけれども、今の答弁ではちょっとはっきりしなかったと思うんですが。

議長（酒井恵明君）

再度質問ですね。

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私も非常にこれ関心と言うと語弊がありますが、心配なことがございますので、今年度の当初の目標項目、各課にずっと私思うところを指示するという事で各課長に伝達しておるんですけれども、その中の1つの項目に、まずはこの追放条例を調査して検討しようというようなことを指示しております。というのは、やはり私は条例を制定するというその前提でひとつ、みやき町もあるし鳥栖市もあるでしょうから、その辺を調査してということをお指示いたしております。したがって、制定まで持っていきたいというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

ぜひそういうことでお願いしたいと思います。久留米市から追い出され、それから、みやき町からも追い出され、行くところがないわけですから、それが基山町に来ないとも限らないわけですね。そういうことを含めてやっぱり先手を打つ形での暴力追放条例の制定というのは、私はぜひとも必要じゃないかと考えておりますので、できるだけ早い機会での条例化というのをお願いしたいと思います。

次に、町内の空き家、空き事務所、空き地等の実態でございますけれども、実態把握はしていないとのことでございました。今後、区長会や安全なまちづくり推進協議会の皆さんと協議を行って暴力団関係の情報があれば情報の共有をしたいということでございますけれども、まず、情報の共有という前に、基山町に実際どのような空き家があるという実態調査ないしは実態把握をされるべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、区長会のほうはもちろんでございますけれども、不動産業者などにも働きかけをしまして協力を得る必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか、お答えいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

これ非常にやっぱり注意を要するところでもあろうと思います。暴力団に個人情報のどうのというのいかなものかという気はいたしますけれども、やはり個人情報ということをも十分踏まえながら、その辺の情報を集めていかなきゃいかんということでございまして、実態把握をしていないということを申し上げましたけれども、実は、内々何力所かのところは要注意だというふうなことは話し合っております。それから、派出所の所長、今、交番ですかね、交番の所長とも会うたびにこの辺のところはしっかりお願いしておきますということで、どこということは所のほうも申しませんが、何力所かやっぱりチェックはしていると。巡回するときには必ずそこを見て回っておりますというようなその程度のところでございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

大分前にみやき町の末安町長とお会いする機会がございまして、その後の状況等を伺った

んですけども、どうも事務所を分散化する傾向が見られるというような御見解でございました。だから、大きいところを確保するというよりも、小さいところを見つけておいて、それを何とかしたいというふうな傾向があるということをも末安町長は言っておられました。そういう意味でも、やっぱり基山町の中の空き家、空き事務所、空き地等といったことをやっぱり十分に調査しておくべきじゃないかなと思いますので、警察の方に頼るのも一つの方法でしょうけれども、町としてもそういった把握をしておかれるべきではないかと。もちろん情報公開との絡みもあるでしょうから、それ公開されることは別にしても、どういうところにそういう空き事務所なり空き家があるということだけはやっぱり把握しておいて、そこがどういったようなことになってくるのかというか、不動産業者の方を含めてウオッチする必要があるんじゃないかなと私は思っていますので、その辺のことはよろしく願いを申しておきたいと思います。

それから次に、空き家等への進出・入居阻止対策でございますけれども、確かに佐賀県が2月開会の県議会に不動産所有者や管理者に対し、土地や建物を暴力団事務所に使用させないよう求める条例案を提出、可決されていることは承知をいたしております。

基山町におきましても、昨年12月の定例議会で基山町営住宅設置及び管理条例の一部が改正をされまして、暴力団関係者の入居阻止が図られております。しかしながら、町営住宅以外の空き家、空き地等に対しましては何らの対策も講じられておりませんので、この県の条例制定に向けて、特に不動産業者や警察との連携を密にして町内への進入阻止が図られますよう、これは強く要望をいたしておきます。

この項最後の自治組織非加入世帯の実態でございますが、行政組合未加入戸数合計で495戸とのことございました。基山町全世帯数の1割近い戸数が未加入とのことで、非常に驚いております。その中で第9区が172戸と突出しているようでございますけれども、これはアパートとかマンションなどの集合住宅に起因するものでしょうか、おわかりであれば教えていただきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまお尋ねの9区が172戸でございますけれども、今お尋ねの中にありました集合住宅とか、それから単身世帯というか、そういうものが多いということを聞いております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

行政組合に未加入ということであれば非常に顔が見えにくいといいますが、そういうことで暴力団関係者の進出を容易にする可能性も考えられるんですけれども、この未加入世帯に対してどのような対応策をとられているのか、もしとられているのであれば何らかの対応策を考えてとられているのであればお聞かせいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

先ほど言われました行政区の未加入につきましては、行政区というか、組合の未加入につきましては、突出している部分ということでは議員が御指摘ありましたように、9区の場合は特にマンション等があるということが数字的に相当な数が1軒のマンションについても52戸とか、そういうのが出ております。ただ、それと暴力団との関連ということの部分については全くの対応等はありませんが、今後やっぱりそういうところの未加入のところについては区長さん方を通じたり、そういうところの連絡等の体制を密にとっていかなければならないかとは思っております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

ちょっと答弁とかみ合っていないように思うんですけれども、私は、そういった未加入の世帯といいますが、未加入のところに対して加入するような何か働きかけをされておられるんですかと。あるいは、される気持ちがあるんでしょうかということをお聞きしているわけです。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の件でございますけれども、そういった要請等は今のところしておりません。ただ、区

長会のときに区長さん方から、非常にこういった未加入世帯が多くなっているというのはいつもお伺いしております。それに対しての施策と申しますか、そういったものはちょっと打ち出しはしておりません。というのが、さっきも企画課長が申しましたようにひとり世帯のアパートと申しますか、そういった方が非常に未加入が多いという実態がございます。それと、私が今時々聞くのが、老人世帯になっていろいろ役職等が組合に入っておけば回ってくると、だから、そういったことに対しての苦痛感と申しますか、動けないと。自分はちょっと年にとって動けないと、そういった問題等が非常にあるかとは思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

結論的には何もされてないということだと思うんですけども、本当にそれでいいのかなという気がしております。これはぜひ御検討をいただきたいと。確かに高齢世帯とかいうのは別でしょうけれども、できるだけ基山町に住んでいるわけですから、基山町のやっぱり行政に入っていていただいて基山町の一員になっていただくというのが私は大前提ではないかと思えます。もうこれ以上は申し上げません。

最後ですけれども、暴力団の問題に関しましては、一たん入ってこられますとこれを排除、追放するということは、みやき町の例を見るまでもなく極めて難しく莫大な労力と費用を要することになるのではないかとということから、やはり未然に進出を防止するということが最重要ではないかと考えます。そういった意味で、いろんな早急な対策をお願いしたいということで、この項は終わらせていただきます。

次に、質問事項の2、けやき台の北部地域の活用でございますが、まずパーク&ライド事業の現況でございますが、現在、35台から40台ぐらいの利用のようだというところでございました。日によっては違うと思うんですが、よく私も通るたびにどのくらいかということをお気をつけて見ているんですけども、30台に達していない日があるように私は思っております。そして、佐賀ナンバーよりも久留米、福岡ナンバーのほうが多いように感じております。そこで、6日の土曜日、先々日ですけれども、お昼前に行ってみました。そのときは駐車台数が56台、その中で佐賀ナンバーが20台、久留米ナンバーが15台、福岡ナンバーが14台、だから、久留米、福岡で29台ですね。それに筑豊ナンバーが2台、そのほかに熊本、

宮崎、佐世保、三重、川崎、各1台でございました。合計の56台、かなり多かったなという気がしております。しかしながら、あそこの利用可能台数は101台ということでございますので、半分を少し超えるぐらい、まだまだあきがあるわけでございます。もったいない気がいたしております。なおかつ、久留米、福岡ナンバーが佐賀の1.5倍ということで、いかに筑紫野、小郡の人たちに利用されているかというのがうかがえるのではないかとこのように思います。このことについてどのようにお感じになったでしょうか、もし御意見があればお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

先ほど台数的に56台ということをお聞きしまして、もう議員も御承知と思いますけれども、周辺の迷惑駐車も大体それと変わらないぐらいの台数が不法とは言えませんが、無断で駐車をしておると思います。これとも関連、それから、今まで西鉄の会社のほうと話しておりますのは、利用の内容等がちょっと明白でなかった部分もあると。それで今回、西鉄のほうとも話しておりますのは、あの利用につきましては、送迎をすれば20分以内では無料ですということももう少しアピールしていくべきじゃないかというような意見、それから、先ほど言いました無断の駐車等の取り扱いについてもいろんな担当課のほうで検討しておりますけれども、この件についてはちょっと法上の問題もありまして、整理がなかなか難しいということで、これについてもっと具体的な関係機関とも協議をしていかなければならないと思っております。だから、そういうところの整理ができれば活用も図られるということも考えておりますので、その辺のところももう少し検討していきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

今、送迎用であれば20分以内は無料と。ということは、例のカードがなくてもいいということですね。サービスカード。だから、入るときにカードをとって、出るときにそのカードで20分以内であればもう取られないということですね。そのあたりのことが全然書いてもないし、表示もないんですけども、そういうことであれば、できるだけ表示をしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、この駐車場の活用方法でございますけれども、けやき台側にも入り口を設置していただいて、けやき台側からの利用をやすくするということが1つと、それに加えてまだ半分ぐらいしかほとんど使われていないわけですから、高速バスを利用されない方以外でも、例えば、それぞれの14、15、16、17区の区長さんにサービス券をお渡しいただいておいて、例えば、けやき台に来られた来客者の方がそのカードをとられて、例えば、1日であればそのカードで200円払って済むという形はどうかというふうに思うんですけれども、そういうような活用の仕方というのはないのでしょうか。だから、どんどんどんどん量がふえてきましてそういうスペースがなくなれば、それはいいと思うんですけれども、今はかなりあいていますので、そういったことで、西鉄としてもあかしておくよりも200円入ったほうがいいんじゃないかなという気がするんですが、いかがでしょう。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、けやき台方面からの出入り口の件につきましては、打ち合わせの段階でも町としても要望はいたしております。それから、一般質問の中でも質問がありまして、答弁の中では1基8,000千円ばかりかかるので、そういう営業の面からも1カ所の出入り口にしたいということで、その後の経緯的には西鉄のほうに再度けやき台のほうからの町道を利用して出入りができないかということ再度要望はいたしております。

それから、空きスペースの活用につきましてはちょっと今お聞きしましたので、そういうのが可能であるか、ほかの方法で検討ができるかどうかということについては、西鉄のほうとも打ち合わせをまた検討等も行っていきたいと思えます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

ゲートの7,000千円か8,000千円というのはこの前からもお聞きしてしまして、それが西鉄負担ということであれば確かに難しいんでしょうけれども、何かそういった関係の費用を町から補助金か何かで持ってくるわけにはいかんでしょうかね。それはちょっと検討いただきたいと思えます。

それから、路上駐車でございますけれども、これもきのうまた見てみました。バス停の下

り線側の出口のところ、国道から上がってすぐ右側のところですけども、大体13台ぐらいのスペースがあります。絶えず大体平日でも、土日でも13台がとまっております。その車のナンバーですけども、どこが多いのかなと思ってずっと見てきました。13台中、佐賀は2台で、筑豊ナンバーが1台、あとは久留米ナンバーと福岡ナンバーでした。だから、13台中の2台が佐賀ナンバーで1台が筑豊ナンバー、10台は福岡ナンバーと久留米ナンバーでした。それから、この違法駐車 違法じゃないかもしれないですけども、今、宝満環境から出てくるT字路のところがございますね。そこに線が引っ張ってあって赤いポールが立っておりますですけども、そのポールとポールの間きちっと並んで入っていますね。それから、その反対側の斜線が引いてあるところにもとまっておりますし、最近、今度はT字路から丸林側に行った少し広いところ、そこにも2台とまっています。ですから、下り線のところはかなり余裕があって道路にも余り支障はないと思うんですけども、例えば、ああいふふうに赤いポールが立っている中に縦に突っ込んであるんですよ。それから、道路わきにもとまっているというのを何らかの形でやっぱり規制をしていただかんといかんのかなという気がするんですけども、その点いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

ただいま議員がおっしゃったとおりの状況でございます。私どもも定期的ということはないですが、しょっちゅう見に行っていますけれども、そういう状況は変わりません。それで、さっき小野課長も答弁の中でも触れましたけれども、あの区間が駐車禁止という規制がありませんので、なかなか処分ができないという状況がございます。ただ、おっしゃいましたクリーンヒル宝満に行く三差路について、あれはゼブラ帯でございます。それと歩道に2台とまっています。だから、これについては処分ができるだろうということで、警察とも協議しましたところ、過去に何回か切符は切ったことがあるということでございます。ちょっと私どもは今、白坂・久保田2号線を三国・丸林線に接続する計画を立てていますので、大々的なまた工事等はできませんけれども、何らかのとめさせないようなことをしようというふうには計画をいたしております。ただ、警察にも取り締まってくださいということはまたお願いはいたしております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

関連しまして、こういう駐車禁止の喚起でございますけれども、どうも張り紙とかなんとかというのは見当たらなかったの、これからもよろしく注意の喚起方をお願いしたいと思います。ごみの不法投棄防止の看板はたしか立派やつが2カ所ぐらいあったと思いますけれども、よろしく願いをいたしておきます。

次に行きます。(2)の白坂・久保田2号線の測量委託後の計画でございますけれども、まちづくり交付金事業の手続を進めており、今年度に設計をして来年度以降施工することにしていきますとのことでございました。私は大変結構なことだと喜んでおります。

本来、白坂・久保田2号線は、開発段階から三国・丸林線につなぐよう設計がされておまして、旧5号線バイパスが無料化され、さらに国道3号線の4車線化拡幅が終われば通過交通の心配がなくなるということで開放するということになっていたと私は思っております。

しかしながら、パーク&ライド事業でこの道路の出口部分が駐車場と化しましてふさがれましたので、このままでは、けやき台は陸の孤島と化する。福岡側へ出るには2キロ余りの大回りが必要であり、余計な費用もかかっていると。それから、さらに出口がないので、土地の資産価値も下がるということ懸念されている方々がおられることは事実でございます。しかしながら、いまだに通過交通による交通事故等を心配されている方もおられます。

いずれにしても100%開放に賛成、あるいは反対ということにはならないと思いますので、大多数の賛成が得られれば、私はこれからの将来性を考えて三国バイパス線につなぐべきだと思っております。手続が済み、実施計画が決まりましたら、地域関係者に説明し協力をお願いすることにしていきますということでございますので、よろしく願いを申し上げておきまして、この項は終わります。

それから、(3)基山パーキングエリアのスマートインターチェンジの設置でございますが、御説明で承知をいたしました。設置にはアクセス道路の整備と費用負担という大きな問題があるようでございますので、今後を見守っていきたいと思っておりますけれども、ただ、白坂・久保田2号線が宝満環境からのT字路にぶつかっていきまると、そちら側からのインターチェンジへの進入というのは意外と容易じゃないかなという気がしますが、その辺はいかがでしょう。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

基山のスマートインターにつきましては相当の活用が図られるということで、これは国土交通省のほうも注目しているところであります。しかし、先ほども言いましたように、協議会を設置して町としてスマートインターチェンジをつくるということで進む場合は、今度は逆に国土交通省関係機関のほうから今言いましたバイパスと3号線とのアクセスについての費用負担等が発生してくるということで、それにつきましては、昨年12月に町長のほうも、スマートインターチェンジを設置する全国の組織の中にもそういうところで断念しているところがいっぱいあるということで、町のほうも要望書のほうを進んで提出して、そういう費用負担がなるべくかからないような形でスマートインターが設置できないかという要望書を出しております。そういう意味からすると、今言いました白坂2号線を接続した時点ですることにはまだかなりの問題点が含まれておるとお思いますので、できれば交通が大量に流れるバイパスと、それから3号線との接続も含んだところでやっぱりこれは検討が必要とおっております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

その件もこれで終わらせていただきます。

それから、(4)けやき台の共用駐車場の設置計画でございますけれども、検討中でございますとのことございました。非常に簡単な御答弁だったんですけれども、そこで、総合計画実施計画で示されておりました計画から検討中というところに至るまでの経過をもう少し詳しく説明していただけたらと思います。既に現実にそういう計画があったわけですから、それがきょうの時点で検討中というふうに変わってしまったということの経緯を少しお話しいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今のけやき台の駐車場の件ですけれども、何カ所かうちのほうは検討しておりました。それが1つは、けやき台2丁目の緑地といいますか、そこを検討しておったんですけれども、

車のライト等、また上から家がのぞかれると、そういった点の問題がございました。それとアトラス、あそこが旭化成の土地ですので、あそこに何とか駐車場ができないかということもお願いをしたんですけども、ちょっと今の段階では難しいという回答を得ております。それで、検討中というのは、そのほかはないかどうかというのを今ちょっと検討をしているところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

今、私もアトラスのC、D棟予定地のことをお聞きしようと思ったんですけども、現時点でも旭化成はやっぱりだめですということですか。C、D棟をつくるまでの暫定的なものでもいいから、恐らくつくられるんじゃないかと思えますけれども、平地ですし、そんなに金もかからない。ただ、ロープを張るくらいでいいんじゃないかと思うんですけども、そういうことで使わせてもらえれば、その使用料だけでも若干管理組合なり旭化成にも入ると思うんです。ただでさせてくれというわけじゃないでしょうから、その辺何か話すあれはないでしょうかね。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

私のほうがちょうどまちづくり交付金等の駐車場の関係もあり、また地元のほうからも要望があっておりましたので、その件についてはちょっと担当の旭化成のほうとも協議をしまして、現在管理を委託しているところとの若干の調整問題があるということでお聞きいたしております。その辺で今の言われたとおりに応分の負担等も費用も出したいということでお話はしたんですけども、その辺の調整がちょっと今のところ難しいという話を聞いております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

いずれにしても、今、一家に3台から4台というような時代になってきておまして、

多くの方が駐車場の確保に大変苦勞をされております。違法駐車を少しでもなくせるように検討方今後ともよろしくお願いを申し上げます。この項は終わります。

それから、この項の最後の(5)番、基山パーキングエリア周辺の民間開発計画でございますけれども、これは現状、承知をいたしました。極めてハードルが高いようでございますけれども、今後を見守っていきたいというふうに思っております。

最後に、基山町の広報でございますが、まず、基山駅電光掲示板の有効性でございますけれども、情報伝達と広告収入を考え設置したとのことございました。ということは、対象者は基山駅に向かう人だと思っておりますが、基山駅から出てくる人は後ろ側ですから見えませんから、駅に向かう人で立ちどまって見られれば別ですけれども、あそこで歩いてこられる範囲の中でどのくらいの情報提供ができるのかなというちょっといささか疑問に感じているんですけれども、その点はいかがだったのでしょうか。

それからもう1点、故障原因というのがずっと不明のようですけれども、もうこうなったら撤去されたほうがいいんじゃないかなというような気がするんですが、もし御見解があればお聞きしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

御指摘の電光掲示板につきましては、庁舎の開設とともに2階の部分に設置いたしてございまして、行政の情報を発信したいということで設置いたしましたけれども、庁舎内に設置したときにもちょっと故障をしまして使用をやめておりましたけれども、ほかに利用をするところがないかということで二、三カ所設置を検討して、駅が一番いいんじゃないだろうかということであいう形で設置をさせていただきました。その中で3カ所程度のまず広告の要請等もありましたけれども、ああいった状態で今までに3回程度故障して利用ができなかったということで、現在、広告等を営業的に回っているような形のところはありません。

それから、利用としましては、一番はやっぱり税の申告等の利用、それから行政の情報の発信は行っておりましたけれども、それがいかに駅を利用された方たちに利用度が高まったかという把握はいたしておりません。ただ、一方的に情報を流すというような形を行っております。

それから、経緯につきましては、電光掲示板が突然消えた状態になりましたので、庁舎内

から遠隔操作をいたしておりますので、その配線、それから電光掲示板等の本体等を点検いたしましたけれども、なかなか原因が見つからなかったということで、今度は機器の内部等を詳細に点検をいたしております。そういった中で、その時点でも故障の原因が出ていないということで、現在は業者のメーカーのほうに基板を送付いたしまして原因の究明を行っている状態になっております。今後そういったところの活用度、それから機器自体が平成10年度に設置した機器であるということも含めて、今後の活用、それから利用が本当にそこで可能かどうかということも含めて検討はしていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

よろしく検討されるようお願いを申し上げます。余り有効性はないなと私自身は思っております。

それから、(2)番、基山町ホームページの予約システムの立ち上げでございますけれども、現在、指定管理者と協議中とのことでございますが、リニューアル以来もう5年が経過しようとしておりますけれども、いまだにそのままであるわけです。何らかの結論を出していただくんといかんのじゃないかというふうに強く要望したいと思っておりますが、4年前に私が質問した時点でも、予約システムを三養基郡内でも既に立ち上げておられるところがございます。たしか北茂安だったか、ちょっとはっきり覚えておりませんが、そういう意味で、私はその時点からできないことはないというふうに思っていましたし、それから近辺でもたしか小郡なんかもできていると思います。だから、早くしてくださいというよりも、今回は指定管理者が入られましたので、そのことを含めてどういうふうになれるおつもりなのか早く黑白をつけていただきたいというふうに思っております。5年間ずっと調整中というのが出ているのはみっともないと私は思います。そういうことで、何らかの結論を出していただくように強く要望いたしまして、この項を終わらせていただきます。

以上、今定例会におきましては、みやき町に端を発しました暴力団の排除・追放について、いささか時期外れの感がございましたけれども、私は、基山町にとってはみやき町の二の舞になる可能性のある重要な課題であると考えまして、あえて質問をさせていただきました。

また、けやき台北部の課題につきましては、非常に複合的な問題を含む懸案事項との認識でお伺いをいたしました。これからよりよい方向に進展することを期待して、私の質問を終

わかりますけれども、これからもその経過、進捗状況についてはお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げておきます。

以上で終わらせていただきます。御静聴まことにありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で池田実議員の一般質問を終わります。

ここで2時15分まで休憩します。

～午後2時3分 休憩～

～午後2時15分 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開します。

これより大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

1番議員の大山勝代です。よろしくお願いいたします。早速質問に入らせていただきます。

1つ目の柱は、高齢者を支え、快適に暮らせる基山町を目指しての行政へのお願いについてです。

これは、小郡市の総合保健福祉センターあすてらすのパンフレットです。私は、これまでに何回か温泉施設とプールを利用させてもらっています。料金は市外の人と同じになっています。温泉は250円、プールは200円で、どちらもすごく快適です。65歳以上の人には特典とありますが、価格的に少し、時間的に有利なようになっているようです。

平成16年の7月にオープンして、事業費32億円ということです。ふるさとづくり事業債が2,290,000千円、残りは一般財源ということです。設立の目的がここに書かれていますけれども、それを読んだときに、ああ、ここなんだというのを私自身強く納得しました。地域保健活動の核であり、健康づくりにつなげられる拠点施設として、緑豊かな環境の中でゆとりと出会い、心をいやすオアシスとしてと書かれています。

このあすてらすには、基山の方もたくさん利用されています。駐車場を見ると3分の1ぐらい佐賀ナンバーがありますので、随分基山からいらっしゃっているのだなと、中に入っても、私、午前から来ておったよと言って、私が午後に行くとそういう方と会うことがあります。そして、そこでやはりこんな施設が基山にあったらいいのにねとやっぱり言われます。基山にも保健センター、町民会館、体育館、そして憩いの家のような保健や福祉にかかわる

施設はありますが、さきの小郡の設立目的に書かれているような総合的なセンターというのはないと言っているのではないのでしょうか。こういう保健・福祉活動の拠点となるような施設を建設する構想はございませんか、お伺いします。

私の近所の家の人で、以前は要介護だったけれども、今は一般になってしまって、元気になるわけですね。週2回循環バスで憩いの家に通っていらっしゃる方がいます。土曜日、私が車で出かけようとする、必ず10時のバスを待っていらっしゃいます。憩いの家をとっても楽しみにしていらっしゃいます。その近所の方や憩いの家を利用されている方にお話をお聞きしました。その方は2回ではなくてもっとほかの日にも行きたいけど、バスが2回しか通らないから行けないんだとおっしゃいます。そして、ほかの方などは、憩いの家に電気マッサージ機が幾つかあれば、あのお店に行かなくてもいいとけだねみたいな言われ方もします。そして、やはりうちから遠いからあそこは行きにくいとか、一、二回行ったけど、何となく物足りないの、行くのをやめてしまったなど話をされました。しかし、中には週2回はバスで行って、あとの残りは自分のバイクで通っているという80歳を超えた元気な男性もいらっしゃいました。しかし、今施設が何十年もたって老朽化して、おふるも狭いし、近隣の町の施設と比べるとやはり見劣りがします。利用者数も、調べてはいないのですが、頭打ちなのではないのでしょうか。そこで、憩いの家の利用をもっと活発にするためにどんな充実策があるのでしょうか。

先ほどの女性の方で、バスで2回通って、やっぱりほかの日は家で1人ぼんやりとテレビを見ることが多いと言われます。そして、循環バスに乗りたいたけど、足が不自由で1人では乗れないと言われる方も実際にいらっしゃいます。高齢者のバスの運行改善を望む声というのはやはり多く私の耳に入ります。

昨年12月で、私としては2回目の循環バスの改善について、ほかの先輩議員も今まで何回も改善要求をされています。その後どう検討されたのかお伺いいたします。

1台ではやはり町民のニーズには合わないということを今まで言ってきました。しかし、1台でどうかしたいんだとおっしゃいます。でも、どう知恵を出したにしても、こたえられないのではないのでしょうか。そしてまた、前回ですかね、今の委託金は高過ぎるのではないかという意見もありました。今回、国の臨時交付金でたくさんの事業がなされることになっています。もちろん継続する事業については使えないのだということですが、町民にしてみたら、優先順位はこっちじゃないのかということになります。2台運行について、希望

のある回答をお願いしたいと思います。

私は今、ことしから社会福祉協議会の協力員として、いきいきふれあいサロンの地区のお世話をさせてもらっています。10区は高齢者率がほかの区と比べたときに一番高いです。区長さんや民生委員さんたちと一緒に、家にこもっていらっしゃる高齢の方が一人でも多く地域に出て交流されるようにお誘いをして努力をしています。高齢者が家で1人ぼつんと過ごすのではなく、生き生きと活動できる居場所づくりを町としてどう考えていらっしゃいますか。

2つ目の柱です。立ち木の伐採についてお伺いします。

基山は、自然豊かで緑が多く、生活するにはとても環境がいいところだと思います。しかし、そこで茂り過ぎた樹木が自分の家のそばにあって困っているという相談があったとき、町は基本的にどう対応されているのか、まずお聞きしたいと思います。

私の住んでいる周辺のことでは恐縮ですが、また、そんなささいなことをこんな場と思われるでしょうが、困っているから役場をお願いしたいと言われる方は、10区に限らずほかにも多いのではないのでしょうか。例えば、自宅のそばに持ち主と連絡がとれない、枝打ちをしてほしい大木があって、役場をお願いしたけれど、なかなか解決しないなどの相談を受けています。町はどう対応されていますか。具体的には、桜町・伊勢山線、きやま台の街路樹、新町西側の里道です。

3つ目の柱は、ごみの収集の改善についてです。

今、可燃ごみは週2回収集されています。朝8時までに出すようになってはいますが、地区によっては午後1時を過ぎても道のそばにずらりと袋が並んでいることを見ます。猫やカラスに袋が食いちぎられて散乱しているなどもよく目にします。衛生上、景観上問題だと思いますが、いかがでしょうか。基山町として、地区によっては指定のごみ置き場がない現状をどう改善されようと思っていられませんか。

みやき町には収集ボックスが備えられています。これこそ今度の臨時交付金を使って基山町で設置できるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

これで1回目の私の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

大山勝代議員の御質問にお答えいたします。

まず、1としまして、高齢者を支え、快適に暮らせる町を目指してということで、(1)高齢者の居場所づくりの拠点になる福祉センター建設の構想はないかということでございますけれども、非常に冷たい答えになって申しわけございませんけれども、今のところ福祉センター建設の予定、構想はございません。

(2)の利用者が求める憩いの家の充実は何があるかということですが、指定管理者である社協とも協議しながらさらに事業の充実を図り、多くの利用者の促進に努めたいと思っております。おととしと去年の対比で、詳しい数字は覚えておりませんが、若干何十人が利用者がふえたというようなことは社協で聞いております。

それから、(3)の高齢者の交通手段の確保として循環バスの運行改善をどう検討したかということでございますが、これは公共交通機関としての運行を検討しているところでございます。

(4)の循環バスの2台運行実施の見通しはいつになるのかということでございます。これも以前からずっと言われてきたことではあるんですけども、現在のところ台数をふやさないで何とかもう少し活用できるような方法を検討しておるところでございます。

それから、(5)高齢者の居場所づくりとして別に何が考えられるかということでございます。これは、各公民館を中心とした出前講座型の事業充実が居場所づくりの一つになると思っております。先ほど議員おっしゃいました社会福祉協議会のふれあいのまちづくりですが、こういうこともその一つだろうというふうに思っております。

2番目の立ち木の伐採についてでございます。

(1)周りが迷惑をこうむっている茂り過ぎた立ち木の管理について、町は基本的にどう対処しておるかということでございます。これは、町民の方から連絡などがございましたら、所有者や管理者に対して電話なり、あるいは手紙で依頼をしておるところでございます。

(2)のその土地の持ち主が不明や連絡がとれないとき、町民の相談に対して町はどう対応しているかと。

その1つ、(ア)でございますが、町道桜町・伊勢山線の見通しがきかなくて危険だということでございます。これは、土地所有者に伐採するよう通知をいたしております。既に一部は伐採されておるといことです。

それから、イのきやま台の街路樹でございますけれども、今月剪定するように計画をいた

しております。

それから、ウの新町西側の墓道ということでございますが、土地の所有者にお願いすることになると思いますが、大きな木でありますので、そう簡単にはいかないと思われま。しかし、現在、管理者を調査しておりますので、管理者がわかり次第お願いすることになると思います。

3のごみ収集の改善についてでございます。(1)今、可燃ごみは週2回収されているが、衛生面、景観面からどのような問題があるのかということでございます。

収集日の定時、朝8時までに出されなかった場合、未回収になり、次回まで放置の状態になるので、景観上の問題やごみステーションがないところで収集に時間がかかったときにカラスや猫などによるごみの散乱が考えられます。したがって、地域によってはネットをかぶせていただいておりますので、他の地区でもお願いできたらというふうに思います。

(2)の現状をどう改善するかということですが、今申しましたように、当日の朝8時までに出していただくように今後も周知依頼をしたいと思っております。

(3)の収集ボックス設置の考えはないかということでございますが、町としましては、設置の考えはございません。したがって、(1)で申し上げましたように、できればネットなどの対応を願えればと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

それでは、1問ずつですね。

今、財政難の中で、小郡のようなああいう立派な総合施設を何十億もかけてつくってほしいとは言っていない。しかし、この基山町で、先ほども言いましたように、拠点となるべきものがあるのかということです。社協や憩いの家が保健センターと遠く離れていることがとっても不便です。そこがどうにかならないのかなというのを思います。先ほどの回答で、町長は先回りして、冷たい言い方になるかもしれませんが、おっしゃいましたけれども、このたった1行でやっぱり冷たいと思います。再度町長にお願いします。何度も言いましたように、小郡みたいにああいう立派なのをどんということはいませんが、再度お願いしま

す。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

小郡のあすてらすみたいなものは考えてないということをおっしゃっていただきましたので、ちょっとほっといたしましたけれども、そうですね、やっぱり議員おっしゃるような何かみんなが本当に集えるようなそういう拠点というか、これは高齢者の居場所づくりでもありましょうし、あるいは子育て支援センターみたいな、これは子供関係でございますけれども、何かそういうふうでまとまったようなみんなが連絡とれるようなそういうセンターも欲しいという気はいたしております。高齢者の方もそうですけれども、子育てのほうを何とかというような思いも実は持っております。

それから、ちょっと余計でございますけれども、先日、小郡の市長とも、あなたのところに非常にいい施設があるから基山町はうらやましく思っておりますよというようなことを申し上げました。そしたら、小郡の市長は市長でまた別に、基山町には体育館がいいのがあるなど、あれは幾らぐらいかかったっちゃうかというようなことでもございました。そして、特にあそこのトレーニング室はいい機械が据わっているから、だれかダイエーのプロ野球の選手かなんかもこっちに（「西武」と呼ぶ者あり）西武ですか、が来ておるといようなそういう話も聞いておまして、お互いやっぱり欲しいものばかりですねという話を実はいたしました。したがって、できましたら相互利用もやっぱり必要かなというようなそういう話した経緯もございます。余計なことを申し上げましたけれども、ちょっと今のところ福祉センターを何十億もかけてということは考えていないという回答でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

私は、今回この質問をするに当たって、上峰のおたっしや館とか、旧東脊振のきらら館とか、旧三田川町の総合福祉保健センターなどにも行ってきました。先ほど町長は小郡の市長さんとお話をされたということですが、町として、町長にしる、職員の方にしる、例えば、近隣のそういう総合福祉センターを視察されて、どういうふうに基山と違っているのかという認識をお持ちですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに私もあすてらすには何度か、温泉には入りませんでしたけれども、会合とかで行ったこともございます。それから、上峰のおたっしゃ館にも参りました。やはり、ああ、いいなど、うちもあつたらなという感じは正直申しまして持ちました。ということです。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

行かれて、そして、そういうハード面のきちんとしたものではなくていいから、例えば、職員の方にこういうことの検討をどうかできんだろうかみたいな相談はなされたのでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

先ほどの年度当初の目標設定というようなことで課長にも各課にいろいろと検討事項とか要望とか指示とかを出しておりますけれども、申しわけございませんけれども、この項目は私はどこにもちょっと出しておりません。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

先方に伺ったときに、相手の職員の方から先ほどの町長の話と同じように、基山町には庁舎の横に立派なセンターがあるでしょうと言われたんですよね。それは保健センターのことです。私の認識としては、保健センターはいろんな健診、包括支援センターが入っていると思いますし、親子連れの若い方、それから 2 階に料理教室がありますから、あそこに行ったりとかはできますけれども、高齢者の拠点としての役目は余りないように思いますが、私のその認識でいいでしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

保健センターにつきましては、今御指摘のとおりの内容を中心に行っておりますが、高齢者につきましても教室等を行っております、必ずしも健診等、そういうだけではございませんので、幅広い活用をしているものと思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

憩いの家は、少し余裕を持ってそこに行って、趣味の囲碁なり将棋なりしてお風呂に入って昼帰るか、また午後までいらっしゃるかというそういう長い1日の時間の中で過ごせるような場所ですね。保健センターはそういう場所はありませんね。ですから、そういうものが何らかの形で憩いの家が遠いのでこちらに近い、先ほど町長が言われた全体のそういうセンターが欲しいというふうに私は思っています。

そこで、余りお金をかけないで保健センターを拠点にして、今あるところを、そして、周りを充実させるというようなことができないのでしょうか。ちょっと荒唐無稽なことでしょうか。物理的に、ああ、そがんと無理という発想から離れられて、これも先ほど当初の課長さんたちに指示された中には入っていないとおっしゃいましたが、それを今から入れられるお気持ちはありませんか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

年度当初の指示事項の中には入れてなかったと。むしろ子育て支援センターをあそこの一角にどうかというような、そういうことを検討してくれということはある課には指示はいたしております。そして、この高齢者の居場所というような感覚ではございませんでしたし、子育てと高齢者と一緒というようなことはちょっと今の段階では私は考えられないと。これはまた別途考えなきゃいかんことかなとは思いますが、追加指示はちょっと考えられません。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

質問をするときに第4次基山町総合計画をまた見るんですね。そしたら、高齢者についても1ページですけれども、理念としてはとつてもすばらしいことが書いてあるし、そして今後推進していきますと書いてあります。ですから、これをやはり本気になって推進して欲しいと思います。

次の質問に移ります。

当面そういう総合的なものがすぐにはできないというのはわかっています。だったら、憩いの家をもっと充実させるということで考えていただけませんか。先ほどの回答に一文句をつけるようですけれども、さらに事業の充実を図り多くの利用者の推進のために努めたいと言われましたけれども、済みません、重箱の隅をつつくようですが、具体的にどういう充実を図るお考えなのか、促進のために何を具体的にするのかということをお教えください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

ただいまの憩いの家では、先ほども町長の答弁にもございましたとおり、指定管理者制度になっておりまして、以前に比べましていろんな教室等を開催させていただいております。まず、高齢者の食生活改善事業といたしましては、半年ぐらいですが、4月から9月にかけて目的を持ったテーマでさせていただいております。

それから、サークル活動も同じように憩いの家で行っておりまして、これについてはいろいろと内容がございまして、皆さん参加していただくような内容を準備させていただいておりますが、実際的にそれじゃ憩いの家が大幅に利用者が増加したかということになりますと、昨年度対比をいたしまして、19年度と昨年の20年度を対比いたしますと実際に20名程度しかふえておりません。19年度が8,206名の入場者がいらっしゃいましたが、20年度は8,225名ということで、20名弱の増加しかになっておりません。ですから、そういうサークル等を以前に比べたら盛んにやらせていただいたつもりでございましたけれども、こういう利用者の内容を見ますと、ほかにも原因があるのではないかとということも今痛感しておりますので、社協が一応指定管理者でございますので社協にお願いしておりますので、町だけではなく社協とも協議をしながら今後利用者の増につながるような対策を検討していきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番(大山勝代君)(登壇)

先ほども言いましたように、憩いの家に魅力があんまり感じられないというようなことを近所の方は言われます。今、町の方がこぞって無料の高圧電気治療器にかかりに行っているのを御存じですか。こぞってですよ。本当にその言葉がぴったりするように。(発言する者あり)そこは駅のそばにあるんですけども、モールのこっち側、贈答品店があったところに今何十台も設置されて行列です。そして、変わり目はどおっと出られて次の人がどおっと入ってこられる。それが1日のうちに何回も何回も。インストラクターみたいな人が電気をかかる間ずっと、例えば、だれだれさんはどういう不都合な場所がありましたけれども、ここに何日通われてこういうことで治られましたとかいろんなことを言われるんですね。そこでは絶対買いなさいとかは言われなくても、それは業者のされることです。何事も、ああ、はやっているんだなというぐらいしか私の認識はありませんでしたけれども、やはりこういう町の人々の動きというのは町の方はキャッチされておくほうがいいのではないかなと思いました。

それを別の見方から考えたときに、いかにたくさんの町の人が高齢になるに従って体に不調を訴えられて、健康で暮らしたい、健康でありたい、今のここの悪いところを早くでもなくしたいというそういう思いのあらわれだと思います。そして、先ほど憩いの家にマッサージ機があればいいねというようなことを希望としておっしゃいますけれども、それが声になかなか届かないということで私に、とにかく体験せんね、大山さんと。そして、大山さんが言うてよというような言われ方をしたんですよ。幾らするとかそういうものは全くありませんけれども、それなどを憩いの家で購入するとか、それから古い備品を新しく買い替えるとか、そういう充実のための予算を少し多目にとっていただけませんか。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(岩坂唯宜君)(登壇)

先ほどのモール商店街の一角だというお話ですが、申しわけございません、私そこを認識しておりません。

それと、憩いの家の備品関係、いわゆる設備の充実ということでの御質問だと思います。それは非常に私たちもできるだけ充実を図って利用者の増につなげたいということ为先ほど

も申し上げましたが、その中にはそういう設備等がやはりあると思いますし、どう見てもやはり各市町の施設がいいのははっきりしております。うちの憩いの家に比べますとですね。中には天然温泉があるということもありますので、そういう面では確かにかなうところではございませんが、当然備品でももう使われないものにつきましては当然新しいものにかえていくべきだと思っておりますし、そういう必要なものが新しく出てきているということであれば、検討はさせていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

もう指定管理者に任せただけから町は余りということではなくて、総合的に考えて推進していただきたいと思えます。

そこで、やっぱり憩いの家に行くには週に2回しか行かれんというのがどうしても出てくるんですよ。そこで、循環バスについてです。

先ほど公共交通機関としての運行を検討していますとおっしゃいましたが、それは今の循環バスの運行とどう違うのですか。同じですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

循環バスは御存じのとおり3路線を1路線、週2回で運行しているわけですね。1日、午前と午後で6回運行しています。この循環バスは、要綱にもうたわれていますけれども、公共の福祉の向上に寄与することを目的として運行していますが、主な目的は、児童や高齢者等の移動手段を確保することと、町民の公共施設等への利便性を図ることというふうになっています。あくまでも循環バスはそういうことで、一般的な公共交通とは違うわけです。だから、公共交通というのは、もう週2回とかじゃなくて幾つかの路線を毎日回ると、そういったものが一つメリットとしてあるんじゃないかと思っています。

今、いろいろとよその資料等を見てもとすると、やっぱり公共交通への期待というのは大きいと思うんですよ。以前、大山議員もこの一般質問の中で述べられましたけれども、今のバスは小さいと、そして座席数が少ないとか、そういうことも言われています。路線を公共交通として大きな町内の幹線を走らせるという方法も一つあるということですのでございますから、

そういうふうな公共交通というやり方を考えていかにかいかならうと思います。

この循環バスの性格は以前も申しましたけど、以前と随分変わったんですね。一時は憩いの家と各地区との行き来のためにかなり位置づけとしてはウエートを持った運行もされてきたときもあるんですけども、大分いろいろと状況が変わってきています。以前から言っていますけれども、この循環バスをどのように、循環バスというよりも、言葉が変わるかもしれませんが、交通手段をどういう性格で変えていくかということはやっぱり考えにかいかん、考えているんですけども、なかなか結論が出せないでいます。以前も申しましたように、バスでそのまま行ったほうがいいのか、あるいはタクシー等を利用したらどうかとか、デマンド方式、そういったものを一つ大きな検討事項じゃないかというふうに考えていますけど、まだちょっと結論が出ていません。ただ、憩いの家を中心に回すということはちょっと現在は考えておりません。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

路線バスの性格が強い運行ということになると、今まで週2回でも利用できたのが全く利用できなくなったということにもなりかねないように今のお話では思いました。やはり高齢者が家にいるのではなくて、特にうちなんかは坂の登りおりが本当に大変ですので、具体的になる前にもっと町の人々の意見を集約されて進めてほしいと思います。

先日、ある74歳の女性と一緒に循環バスに乗りました。脳血栓で左半身が麻痺が残った方でした。先ほどのお店に電気にかかりに行きたいけど、うちからだとすぐ往復で1千円、2千円タクシー代がかかってしまうと。なかなか行けないんだというお話を聞いたんです。そしたら、バスはと言ったら、いや、1人じゃ危ないと、そばにいらっしゃった御主人も言われるし、ちょっと練習しましょうかといってから一緒に行ったんですね。しかし、やっぱり病院の送迎バスとは違いますから、一々この方は足が不自由だなということで運転手さんがおりてきて介助をされるということにはなりません。あそこタラップが高いですから、前にも言いましたこのことは。つえをついてからおりるのがとても危険ですよ。今、本気になってそういう少々体の不自由な方でもバスに乗れるようなそういう今のバスを買いかえるという時期に来ているのではないですか。もう長いことほかの議員も言われたし、私ももう3回目かな、そういう質問をさせてもらっています。いかがですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

今走っています車両はもう既に減価償却が終わっています。バスの買いかえということもありますけれども、今私のほうが考えていますのは、先ほども申しましたように、今の運行方法も、あるいは委託先についても考えているところでございます。

今の車両の構造上、ちょっとタラップが高くて乗りおりがというふうなことの御指摘でございますけれども、だから、先ほど申しましたように委託先をどう見直すのか、そのままいくのか、あるいはどういう方法にするか、あるいは車両にしても、バスじゃなくてタクシーはどうかとか、そういったことも含めて考えていますので、全体的になかなか一つ一つ全部がいいということにはならないんですけど、どこかが一番これはベターというふうなことを考えやっつけていかなければいけないというふうに考えています。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

タクシーということについてはちょっと、後でまたどうせこれは何回もしなくてはいけない項目だと思います。少し今回の課長の答弁は前進したかなと思います。だったら、いつとか、来年度からできるのとか、そういう期日などを求めたいと思いますが。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

いつまでという形でということをはっきりしろということだと思いますけれども、ちょっと今の段階では本当に私自身もこれをいつまでということは言えないということでございます。何しろ今、こればかり言っておたっていかんのですけれども、10,000千円近くだということですので、これを何とかもっと下げるように交渉して、それは今の西鉄さんに限らず、よそとのいろんな対比もしながら、2台で一千四、五百万ぐらいになれば大分考えやすいがなというような私一人ちょっとそういうことを思っております。これをそれじゃ今すぐ10,000千円の掛け2というようなことは、ちょっといつまでということは申し上げられません。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

前にも言いましたけれども、実は町民の方はあきらめていらっしゃるんですよ。どうせならんとだろうと。でも、やっぱりなってほしいですので、検討してください。

社協が行っているいきいきふれあいサロンの職員の方とかボランティアの方のお世話が行き届いて、本当にこのごろ充実していると思います。10区も、始まってから昨年度は参加者がふえてきましたし、区の予算もふやしていただいて、ほかの方から私に、大山さん、今度こがんかとばしてよという話をしていただけるし、私も協力員として、無報酬ですけども、やりがいがあります。

ほかにやはり高齢者の活動の場が1つでも2つでも多くあればいいなと思っています。例えば、ここにも書いてありましたけれども、空き部屋などを町が借り上げてそこに自由に、管理者いらっちゃって町に買い物を出かけられた方がそこに寄ってお話をされてお茶を飲んでまた帰っていくとか、そういうことは考えていらっしゃいませんか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

空き店舗等の利用については現在のところ具体的には考えておりません。先ほどから出ておりますとおり、社協のほうで、必ずしも全区じゃございませんけれども、各区ほとんどの区でサロン形式の事業を行っております。これは私もそういう会議の中に入っております、認識はいたしております、先ほど御指摘のとおり参加者も結構ふえてきているということで、成功している事例かなということも思っております。ですから、これはあくまでも社協の事業でございますので、それと同じものというわけにもいきませんが、町でやはり足の問題もいろいろございますので、各区を拠点としてこちらのほうから出向いているような教室なり、それから相談事業なりを行ったり趣味の関係のサークルを行ったりというのも一つの案ではないかと思っております。

やはり再三出ておりますとおり、お年寄りの方というのは足の問題が一番やはり行きたくても行けないということもずっと言っていていただいておりますので、町の主催でも逆に出向いていかなければならないかなと思っておりますし、実際、出前講座も結構あっております。

老人クラブあたりの要請とかそういうこともあっておりますので、今後はそういう面で出向くほうで考えていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

よろしく申し上げます。

あとの2、3については、具体的にどうするというをおっしゃっていただければさっと済む問題ではないかなと思っています。

立ち木の伐採です。持ち主に伐採を依頼するということですがけれども、すぐ切ってもらえるならば簡単なんですよね。でも、なかなか切ってもらえないので困っています。いつごろまでに必ず切らせますというような約束を町としてしていただけませんか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

基本的に土地の所有者に伐採してもらわにゃいかんわけですね。切らんのがどうかということですがけれども、だから町がかわってということにはそう簡単にはならないわけでございます。

町道桜町・伊勢山線ですが、これは見通しが悪いというよりも、どちらかというとな冷凍車とかダンプとか背が高い車が枝に当たるとというのが今の状況のようでございます。それで、既に1所有者は伐採されていますけど、ほかの所有者の方も町が切ってくださいという通知を出しているのに知らんぷりじゃないわけですよ。相談に何名も来てあります。ただ、伐採するには結構金もかかるんですよ。そして、交通量が多くて、素人と言ったらいけませんけど、個人ではなかなか伐採が難しいということで困ったなというふうな相談はあります。ただ、そりゃ迷惑かけているけん切らにゃいかんというふうなことはおっしゃってあります。だから、桜町・伊勢山線については近々、所有者の方が計画を立てられて支障のない分で伐採をしていただけるというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

町にお願いして、わかりましたとって、例えば、1週間後、半月ぐらいには切ってもらえるのだろうなと思っても、1カ月、2カ月たってもなしのつぶてというようなことが今までもあったようですので、再度、再々度ということで、大変なお仕事だと思いますが、進めていただきたいと思います。

その今の桜町・伊勢山線ですけれども、きのう川掃除の後、清掃作業がありましたね。あそこを歩いていたら、やっぱり枝にかぶされて道路標識が見えなくなっていました。だから、その辺ははっきりと枝打ちをしていただけるようお願いします。

次ですけれども、町道のきやま台のトオカエデのあの大きな木ですが、定期的、計画的に剪定がされているのですか。去年はいつごろされましたか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

定期的には剪定はしていないだろうと思います。低木というか、ツツジとかほかの低い木は大体造園業者に毎年業務委託していますけど、大きな木についてはそう毎年はやっていません。ただ、余りにも枝が茂って街灯とか交通標識が見えない、見通しが悪くなったというふうに思われる分については一応剪定等はしています。ただ、定期的にはしていません。

何しろ高木いろいろあるんですよ。切れというお話もありますけど、切ったら切ったで今度は、おまえ地球温暖化を何と考えておるかとかいうそういうクレームなんかも結構来んですよ。それで、私どもも本当にやっぱり少し枝を落としたほうがいいだろうと、そういったことでしなきゃいけない分はしているわけでございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

わかりました。そのきやま台の街路樹は今月剪定されるように計画されているわけですね。ただ、昨年、そのきやま台の街路樹を役場の方が苦労して切っていらっしゃるのを見かけました。あれ危険じゃないんですか。あれは重機をやっぱり持ってきて、電線がこうあっていきますから、あそここのところからこうしないと、下のほうだけを切ってくれと私たちは言っていないんですよ。全体にこうなっておるのをこの辺を見通しよくすっきりしてほしいと思っているんですが、やっぱりそういうものこそ業者に委託して定期的という計画を今後立て

られてほしいと思います。

次に行きます。

新町の西側のほうも連絡したけれども、その所有者がわからないので、何回かしよるけど、わからんようになった。うやむやになったということではなくて、しつこいようですけども、お願いしたいと思います。

済みません、もう次に行きます。ごみの収集についてです。

今の町のごみの収集のあり方が全体的に美観という観点から、現状のままで仕方ないとお思いですか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまのお尋ねでございますが、今の収集方法についてどうかということでございますが、費用的というか、財政的な負担の問題もございまして、現状としてはそれを改善というのはかなり厳しいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

これはやっぱり改善しなければいけないことではありませんか。平日皆さんは庁舎で仕事をされていらっしゃるから、余り目にされないと思いますが、8時に出してくださいとおっしゃっています。皆さん近所の方も本当に8時にきちんと出しているから。私はたまたま、あっ、まだここ収集されておらんねと思ったら、家から持っていくのが午前中のお昼前などにあるのですけれども、先ほども言いましたし、回答にもありましたように、カラスや猫が食い散らして、それが道路に散乱している。それが収集日に何時間も放置されているんですね。例えば、朝と言われて朝出すとしますよね。そして、カラスなりが来てつついて、それが午前中そのまま放置されて、ようやく午後回収ということに今なっています。それが改善できないのですか。

議長（酒井恵明君）

大山議員、その生ごみは、開放、例えば、ここで先ほど、後でも出てくるとは思いますけど、

ボックスじゃない箇所のことですね。放置してあるというか、ちょっと私たちのことを言ったら申しわけございませんが、うちはかぎかけたステーションがちゃんとあるんですよ。それしか念頭にないもんだから、お尋ねしました。済みません。

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

収集につきましては業者のほうは8時からスタートしておりますので、収集経路によりましては時間が確かに昼からになったりとか、そういう時間のずれというのは確かに生じております。そういうことで、先ほど御指摘のようにカラスとか猫の被害等も一部あっております。場合によってはうちの職員で回収というか、そういうふうな散乱しているという通報をいただいて回収に出ているような状況もございます。そういうことで、今の収集の経路の問題もございますし、何十台でも収集車があるわけではございませんので、現在のところ一遍に8時までには回収というのは現実的に厳しいんじゃないかというように思っています。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

こっちのほうはきちんとステーションがありますよね。コンクリートできちんとつくって網戸ですね。それは、ここは並べてあるね、たまたまここは網をこんなにしてかぶせてあって四、五個置いてあるねというのが、大まかには3つの種類があるようです。収集ステーションとしてきちんとあるところ、それから、ここに皆さん置きましょうねとそれぞれ近所で決められて大きな網をどんとかけられて、そういうところもあります。だけれども、何もなくて道沿いに置いてあるというのも実際あります。それは町が確認されていますよね。どこの地区がどうだということはですね。そこに行政指導としてつくってくださいと言うものなのか、袋を30円も出して、税金も出して、そういうところは町の予算として町のきちんとした計画として、実際の道路と家との図面を見ながら、ここに設置されるから、ここにこれだけの予算をつけてこういう設置、簡易なものでもいいですから、つけようと思われなければいけないのではないですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私もよくはわからない部分もあるんですけども、やはり大山議員おっしゃっているのは改善と言われるのは、ステーションなり何なりを町でつくれということなんじゃないかな。あれは、私も以前はあれがどういう形でできておるのかということは疑問に思っておりましたけれども、やはりあのステーションなり収集所というのは行政区といいですか、自治会といいですか、そういうところで各自おつくりになっておると。町が今まではやってない。だから、これから先も町でやるとなるとやはり不公平が生じますよというような話も聞いたこともございます。そういうことで、あれはやはり個人でといいですか、あるいは自治会、あるいは行政区で管理していただくものだ。町はそれを収集するというようなそういう形になっておろうかというふうに思いますので、ちょっとその辺のところは御理解をいただきたいなと思います。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

例えば、先ほどの9区が3けたも入っていらっしやらないとかというときに、9区としてつくりなさいと。それが何十万と。それは1カ所だけじゃない、あっちこっちということになったらやっぱり随分大きな負担増ですよ。先ほども言いましたように行政の仕事としては何なのかなといったときに、美観面からも考えられて、みやき町がそれぞれボックスを見に行ったときに割とたくさん数えました。そういうことになっています。そのボックスが200千円ほどかかるんだそうです。中をあけてみたら随分たくさん入るようです。だから、そういうものをやっぱり町民の生活のためには少し発想を変えられて、それは私たちの仕事じゃないだろうということではなくて、ちょっと今後検討していただきたいと思います。

先ほどの改善の幾つかが1つだけじゃなくて、業者が午後にしかルートとして来ないとわかっているところに8時まで絶対出さなさいというのは矛盾していますが、その辺の指導はどうですか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの収集時間の問題については、業者と十分協議をしてみたいと思っています。

以上です。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員、次してください。

1番（大山勝代君）（登壇）

先ほどの設置場所を例えば、1区とか4区とかもとってもきれいなのができていますよね。あれはどこがつくっているんですか。地区がつくっているんですね。

議長（酒井恵明君）

地区。

1番（大山勝代君）続

だけれども、そして新興住宅といいますか、後でできた地区は宅地がこういうふうに図面が引かれたときにそのコーナーにここに入れるというところがそれがはっきりありますね。その旧基山町の地区と今新しくできた地区のはざまといいますかね、このところがうまくできていないのではないかと思います。だから、そこを今後きちんと調べられて検討していただきたいと思います。

幾つかいろいろ言いましたけれども、何でもかんでも金をかけて要望してくれというのはもちろん無理だし、限られた予算でだめだとは思いますが、予算をどう使うかというのは町民の納得がいく使い方をしてほしいと最後に要望して、私の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで3時35分まで休憩いたします。

～午後3時25分 休憩～

～午後3時35分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

これより鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

4番議員の鳥飼でございます。私の今回の一般質問は、新型インフルエンザの対策について、環境行政について、まちづくり基本条例についての3点について町長へ質問いたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問事項、1項目でございます。新型インフルエンザ対策について質問します。

これにつきましては午前中、品川議員の質問と重複する点があるかと思えますけど、私の観点から質問させていただきます。

ことしの4月24日にメキシコを発生源とする新型インフルエンザの感染が確認されまして、当初は海外渡航者からの感染というふうに考えられておりましたが、現在では国内感染者が、ほとんど海外渡航との関連がない感染者も含まれておるということでございます。

基山町においても、いつ感染者が発生してもおかしくない状況ではないかと考えます。現在ではパンデミック、大流行の警戒水準はフェーズ6のうち、2番目に高いフェーズ5でございますが、今後とも予断を許さない状況下であり、世界保健機構（WHO）では、国際的に懸念される公衆衛生の緊急事態に該当すると決定されております。

こうした中で佐賀県では、4月25日に県の危機管理センター内に新型インフルエンザ対策情報連絡室が設置され、また佐賀県発熱コールセンター電話も設置されておるところでございます。基山町においても5月18日に新型インフルエンザ対策準備室が設置されておりますが、新型インフルエンザの症状、予防策、治療体制及び基山町の対策について、次の要旨により質問いたします。

- 1、現在までの発生状況と今後の予測。
- 2番目といたしまして、新型インフルエンザと通常のインフルエンザとの違い。
- 3項目として、かからないための予防とかかったときの対応について。
- 4番目といたしまして、基山町における対策について。

県、保健所、医療機関等との連絡調整について、感染が確認されたときの相談窓口や対策本部等の設置等について、治療薬としてタミフル、リレンザ等がございますが、これの備蓄状況について質問をいたします。

次に2番目といたしまして、環境行政について質問いたします。

基山町の地球温暖化防止対策への取り組みについて質問いたします。

現在、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしており、大気中の温室効果ガスの濃度を安定させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題とされております。

なお、地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガス 特に二酸化炭素でございますが、大気中の温室効果ガスの濃度を増加させ、地球全体の気温が上昇することが地球温暖化とされておるわけでございます。

こうした中、国連において地球温暖化防止対策の気候変動に関する国際連合枠組条約の京

都議定書が2005年2月に発行したことにより、日本が2008年から2012年度まで二酸化炭素の排出量レベルを1990年比で6%削減することが義務づけられておるところでございます。

国においても地球温暖化対策の推進に関する法律により、国の責務、事業者の責務、国民の責務とともに、地方公共団体の責務として地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等の措置を講ずるものと法律で規定されておるところでございます。

こうした中、基山町の事務事業への地球温暖化対策への取り組み状況と基山町の実行計画、総合的な地域推進計画の策定はなされているのか、質問いたします。

次に、基山町地域新エネルギービジョンについて質問します。

基山町新エネルギービジョンの策定は、平成19年事業として4回の策定委員会を経て、昨年の2月に180ページにも及ぶ報告書が策定されております。このことから、基山町としても新エネルギーを初めとした地球に優しいエネルギーの利活用を考え、活用していくことが不可欠であり、今後はこの報告書をもとに新エネルギーの啓発普及に努めるものと町長は述べられております。これらの取り組みに対する現状はどのようになっているのか、質問いたします。

3番目でございます。基山町における光化学オキシダント、以前は光化学スモッグと言われておりましたが、注意報の発生の状況とその原因、対策について質問します。

昨年からことしになって何回か、基山町の防災行政無線によって光化学オキシダントの注意報が発令されておりますが、この発令の基準はどのようなものか。また、周辺市町村では基山町だけが発生しているのか。また、これまでの基山町での注意報、警報の発生回数、被害状況とその対策について質問します。

次に4番目といたしまして、エコポイント制度について質問します。

この制度は、地球温暖化防止、経済の活性化、地上デジタル放送対応テレビの普及を目的とした制度と聞いておりますが、次の点について質問します。

この制度の概要並びにエコポイントとはどういうものでどういう商品と交換できるのか、質問いたします。

次に3番目でございます、基山町まちづくり基本条例について質問いたします。

この条例は、小森町長が強い熱意で進められている協働のまちづくりの集大成であると考えますが、平成20年5月から条例策定作業部会11回、条例策定委員会5回を経て、ことしの3月27日に町長へ素案として提出されておるものと思いますが、この素案に対して次の項目

について質問します。

この条例素案とはどのような性格のものか。

この条例素案をもとに条例案を策定されるのか、また議会への提案はいつか。

3番目といたしまして、この条例制定により今後の町政運営はどのように変わるのか、また変わらないのか。

以上、3項目について質問いたします。これで第1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

鳥飼議員の御質問にお答えいたします。

まず、新型インフルエンザ対策についてということで、(1)現在までの発生状況と今後の予測はということですが、6月2日現在での国内感染者は377人で、佐賀県では発生はしていないと。また、終息時期については、今のところわからないということになります。

(2)の新型インフルエンザと通常のインフルエンザとの違いということですが、通常のインフルエンザは予防接種が可能、いわゆるワクチンであり、免疫がある人も多く、感染は限られているということです。症状は、高熱やのどの痛みが数日続き、安静にしていれば治ることが多い状況です。

一方、新型インフルエンザは、新しいウイルスなのでワクチンがなく、予防接種ができません。そして、一般的にはだれも免疫を持っていないと言われており、容易に感染が拡大いたします。症状は、高熱やのどの痛みのほか、全身症状が出て重症化し、死亡する場合もあるということです。

(3)のかからないための予防とかかったときの対応はということですが、予防策は季節性のインフルエンザの感染予防策が有効だと言われています。手洗い、うがい、マスクをして、十分な睡眠と休養をとり、日ごろからバランスのよい食事をとって、体力や抵抗力を高めると。また、できれば不要不急の外出は避け、特に人が大勢いるところへの外出は控えることが予防につながるということです。

また、万一感染したかもしれないと思ったときは、まず発熱コールセンターに電話をしていただきます。症状等の内容を聞いた上で感染が疑われるときは、感染症指定医療機関での

受診を指示されます。診察や遺伝子検査で陽性となった場合は、新型インフルエンザ擬似症患者として知事からの入院勧告を受け、そのまま入院することになります。東部地区では東佐賀病院になります。原則は、自分で車や徒歩で医療機関の受診をしてもらいます。車がない場合等の事情により保健福祉事務所が移送する場合や、重症の場合は救急車での搬送が行われます。

(4)の基山町における対策でございます。

アの県、保健所、医療機関との連絡調整は十分にされておるかということですが、鳥栖保健福祉事務所が中心になって、鳥栖三養基地区健康危機管理対策幹事会を必要に応じて開催しています。メンバーは、鳥栖・三養基郡の市、町、鳥栖三養基医師会、鳥栖三養基薬剤師会、鳥栖警察署、鳥栖・三養基地区消防事務組合、東佐賀病院、やよいがおか鹿毛病院、そして鳥栖保健福祉事務所でございます。

次、イの感染が確認されたときの相談窓口や対策本部等の設置はされておるかということです。本来は基山町新型インフルエンザ対策行動計画による対応が必要になりますが、未整備の現段階では基山町に感染者が発生した場合は、現在の対策準備室を対策本部に切りかえて対応いたします。町民への情報提供や相談窓口は、健康福祉課の保健センターを中心に行います。なお、学校や保育園の休校園については、感染者が発生した当該校や園を臨時休校、休園いたします。

ウの治療薬、タミフル等の備蓄は十分かということですが、現在、県のほうでタミフルを7万2,000人の備蓄を行っています。今後、国と県合わせて、県人口の50%分、43万3,000人のタミフル、リレンザの備蓄を予定しているということです。

2の環境行政についてでございます。

(1)基山町の地球温暖化防止対策への取り組みについてということですが、基山町地球温暖化対策行動計画を平成20年3月に決定し現在取り組んでおりますので、主なものについて申し上げます。

1、庁舎、施設における省エネルギーの推進としまして、(1)昼休み時間は不要な照明は消灯する。(2)廊下や階段、ロビー等の供用部分の照明は、支障のない範囲で間引き点灯する。(3)室内温度の適温調整、夏は28度、冬は20度を徹底するとともに、冷房の運転時間の縮小に努める。(4)夏季、冬季における服装対応、ノーネクタイ等、エコシャツを推進する。

2番目として、水の有効利用と節水の推進ということで、(1)必要のない水の流しっ放し

をしない。(2)蛇口に節水コマを設置する等、水圧の設定を低めにするということ。

それから、3番目の用紙類の使用量の削減ということで、(1)両面コピー、両面印刷を徹底すること。それから、(2)印刷用紙の裏側利用に努めるということです。

それから、4番目に公用車等の燃料使用量の削減及び効率的利用の推進ということで、(1)マイカー通勤の職員は、毎月5日、15日及び25日はノーカーデーとするということです。それから、(2)近距離通勤の職員は、徒歩及び自転車等の利用に努めるということでございます。

それから、5番目でございますけれども、環境に配慮した施設の建設、維持、管理などの推進ということで、(1)太陽光等の自然エネルギーシステムを導入する。(2)公共施設の緑化を推進する。以上でございます。

それから、(2)の基山町地域新エネルギービジョンについてということです。

基山町地域新エネルギービジョン策定委員の皆様の御協力により、平成20年2月に策定することができました。新エネルギー導入推進計画といたしまして、具体的には次のようになります。

1、公園整備プロジェクトとしまして、公園の街路灯をハイブリッド化に検討すること。

2、公共施設太陽光発電導入プロジェクトとしまして、まず手始めに基山小学校へ導入をいたしております。

それから3、クリーンエネルギー自動車導入プロジェクトといたしまして、公用車に導入を進めております。その他でございます。

それから、(3)の基山町における光化学オキシダント注意報の発生の情報とその原因と対策でございますが、昨年5月27日、ことしの5月8日、9日に注意報が発令されました。その原因であります、まだはっきりとはわかっておらず、排気ガスの影響が少ない地域も光化学オキシダント濃度が高くなるため、大陸からの移流の可能性があるとも考えられ、現在研究が進められているということでございます。

また、対応でありますけれども、発令された場合は、町の防災無線で町民の方へ一斉放送をするとともに、学校や保育園、幼稚園などに直ちに連絡を行い、対応していただくようにしております。

さらに、今月の15日の「広報きやま」で町民の皆様へお知らせと注意をお願いするため、現在準備を進めております。

それから、(4)エコポイント制度についてでございます。

アの、この制度の背景と目的及び概要はということです。4月10日に発表された経済危機対策において、地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を図るため、高い省エネ効果を有する家電製品の購入に対して、さまざまな商品、サービスと交換可能なエコポイントを有する事業であります。

イの、エコポイントは何と交換できるのかということですが、まだ具体的なものは決まっていないうございます。現在、国の第三者委員会で省エネ、環境に配慮したすぐれた商品、全国で使える商品券、プリペイドカード 環境に配慮型のものでございますが や地域振興に資するものなど検討されているようです。情報としましては、6月中旬ごろには決まるのではないかとおもわれます。

3のまちづくり基本条例についてでございます。

(1)この条例素案とはどういう性格のものかということです。

これは策定委員会より答申を受けた素案でございます。

(2)この条例素案をもとに今後の条例案を策定されるのか、また議会への提案はいつかということでございますが、今後庁議を開催し、町の最終案としてまとめ、9月議会には上程をしたいと思っております。

(3)の、この条例の制定により今後の町政運営はどう変わるかということですが、行政主導で行っていた施策を多くの町民の声を取り入れることにより、協働のまちづくりを進めてまいるということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

特に新型インフルエンザに関しましては、質問事項、1項を一括して質問させていただきます。

ただいま、午前中の品川議員並びに今の回答で新型インフルエンザについてのいろいろ説明等がありましたけど、現在、私こういうふうを考えておりますけど、担当課長の見解をお伺いします。

終息時期はわからない 当然わからないと思いますけど、現在は新規の発症者数が減少して、終息に向かっているというふうに私考えておりますけど、その辺の担当課長のお考えをお願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

今の終息関係でございますが、これはちょっと以前になります、国のほうでも官房長官あたりが質問といたしますか、そういうことに関して述べてある部分があります。終息宣言を出すところまでには至っておらず、推移を十分注意するが、一つの終息の方向に向かっている感じを持っているというふうに言われております。

ただ、また最近、福岡県、いわゆる佐賀県の隣で我々の近くでございますけれども、学校等ではやってきておりますので、逆にまた終息宣言が遠のいたのかなというふうに思っておりますが、基山町としてはまだまだ先になるのではないかなというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

烏飼議員。

4番（烏飼勝美君）（登壇）

まだいろんな不確定要素があるということでございます。今後とも十分注意していかねばならないと思っております。

終息に向かっているけど、まだ不確定要素があるということでございますけど、私、この新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違い、いろいろ、るる述べられましたけど、現在のインフルエンザのワクチンというのは新型インフルエンザには全くきかないのか、予防接種をしたほうがいいのか、その辺まで具体的なといたしますか、全く効果がないというふうな見解でございますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

私もちょっと詳しいことになるとよくわかりませんが、今のところ、先ほども町長の答弁にもございましたが、新型インフルエンザについてはワクチンがないということで対応させていただいております。ですから、季節性のワクチンがいろいろあるようでございます

が、これについては今回の新型インフルエンザでの対応はしていないということでございます。

それと、7月下旬あたりから、要するに新型インフルエンザのいろんな情報がわかってきたということで、そういうワクチンの作製に入る予定であるという情報はいただいております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

新型については、通常のインフルエンザのワクチンはきかないということですね。はい、わかりました。

それと、私はちょっと感染の相談窓口や対策本部等のことについてお伺いしますが、ちょうど今から30年前の昭和52年の6月に基山町で小学生を中心として発生いたしました、流行性肝炎の集団発生でございます。これにつきましては、基山町での患者数が490名というふうな未曾有の大発生を経験しておりまして、町民の皆さんも記憶に新しいところではないかと思っております。

こうした中、新型インフルエンザは現在のところ基山町では発生しておりませんが、この新型インフルエンザは今の夏よりも秋、冬のほうが重症化しやすいというふうなうたわれておるところでございます。今後の秋、冬に向けての対策が重要ではないかと考えておるところでございます。

こうした中、佐賀県ではことしの1月に新型インフルエンザ対応行動計画というのが策定されておりまして、この行動計画には基山町にも新型インフルエンザの行動計画等、特に市町村職員の危機管理といいますか、事務事業をするために非常に重要な事業継続計画の策定が求められておるところでございます。これについてはまだ策定されていないんじゃないかと思いますが、これについてはインフルエンザが蔓延したときの役場職員の欠勤に伴う重要な事務事業の停滞を及ぼさないためにも、この事業計画を早急な策定をして、職員共通の情報として町民なり、住民なり、町の町長初め、そういう認識を共有すべきと思いますが、これについてのお考えをお願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

行動計画策定につきましては、午前中の回答でもちょっと申し上げましたが、今策定中でございます。ただ、これが前回、多分重松議員だったと思いますが、御質問いただいたときに、9月末までに策定をしたいということで、そのペースでちょっと進めておりましたが、こういうふうにならぬ新型インフルエンザが発症いたしまして、急遽前倒しの形で、今、実際4回開催をいたしております。

これは職員でワーキングチームというのを作成いたしております、まず県の行動計画策定を基本に今4回行ってございまして、来週早々にも5回目をして、今案を作成中でございます。これに基づきまして、早急に基山町の行動計画をつくりまして、先ほどもおっしゃいましたとおり、秋以降につきましては強毒化するおそれがあるということも言われておりますので、あくまでもこれは強毒性のインフルエンザという前提になりますが、この計画をつくってまいりたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

烏飼議員。

4番（烏飼勝美君）（登壇）

特にいろんな公共施設、重要なインフラ整備とか、それも関係ありますので、早急な整備等、これは町民に対しても重要なものですから、もし策定されたら議会、町民へのPR、情報の共有もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、町長に御質問でございますけど、5月30日付の私は佐賀新聞を見たわけですね。その中に、各市町の臨時議会の開催状況が書いてありました。その中で、神埼市の5月29日の臨時議会でインフルエンザ対策費としてタミフル500人分、アルコール製剤1,500個、防護服1,500個の購入費として総額11,200千円を可決したというふうな新聞情報を見たわけです。

今度の補正予算の基山町を見ると、町長御存じのとおり、防護服の820千円だけの補正予算というふうに認識しておりますけど、余りにも基山町の新型インフルエンザに対する対応策としまして お金だけではないと思っておりますけど、タミフルまで神埼市は市町村として備蓄をするというふうなのがありますけど、現状認識はどうかと思っておりますけど、余りにも基山町の新型インフルエンザに対する対応策が財政的にも貧弱で、対応できるかなというふうに思っておりますけど、町長の御見解をお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

ちょっと数字的には私もはっきり覚えておりませんが、いわゆる予備費充用で防護服を500とマスクと、それから消毒液と、その辺は予備費充用で手当てをさせていただいておるといってごさいます。それにプラス今度防護服を400だったかな、の予算はまた計上させていただいたといってごさいます。十分ではないと思いがけませんが、そういう対応はしておるといってごさいます。もしあれだったら……

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

まず、予備費のほうで5月に充用させていただいております。防護服500セット、それからマスク5,000枚、それから消毒液、これを70本、それからキムタオルというのがございませう。防護服とかを使った後に消毒してそれをふき取るというものもあるそうですが、そういうタオル、それからゴム手袋、それからそれを処分いたしますポリバケツ等を合わせまして金額的には650千円程度でございませう。それを予備費でまず対応させていただいております。ただ、これがまだ実際入っておりませう。注文はしておりますが、入っておりませう。

それから、今回の補正予算でお願いしている分につきましては、防護服の400着分、これにつきましては、ただし条件がございまして、強毒性になった場合については、鳥栖・三養基地区で1カ所で臨時診療所といいますが、そういうのを設置したいという予定で今進んでおります。そのためには医療機関の協力が要りますので、先生とか看護師、あるいは薬剤師等の防護服については各市町で準備をしてくださいという要請もっておりますので、その分として補正予算で400着お願いをいたしております。

それから、エタノールにつきましては、これが一応2カ月間という想定をなされておりますので、その分をまた追加したいといってごさいます。380千円程度のエタノールをお願いをいたしております。それから、サージカルマスクを5,000枚、また追加といってごさいます。

それと今、三田川町で10,000千円程度の あつ吉野ヶ里町ですかね、あつ神埼ですか、

されてあるということですが、実は今後予定されます臨時医療機関ですね、これを鳥栖市3町でつくるような予定になっております。これは鳥栖医師会の要望がありまして、自分たちのところではとにかくここでは診らないと、自分たちの患者に移ったらいかんから診らないと、だからそういう市町立の臨時診察所をつくってくださいということが今言われております。まだ最終的にはいろいろ詳しいところは決まっておりますませんが、それに対する費用を鳥栖が一応概算として出しておりますが、1億程度かかる予定で出しております。だから、それになりますと、各市町でそれをまた負担するようになりますので、鳥栖・三養基地区につきましては別途そういう費用が要するというのも一つはある、予定になっておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今る説明されましたけど、今度の場合、弱毒性の新型インフルエンザということで安堵と申しますか、もしこれが秋、冬になって本当の新型鳥インフルエンザなり強毒性の発生がもし基山町でありますと、それこそ30年前の流行性肝炎どころではないようなことが発生すると思います。

特に先ほど言いましたように、私はこの新型インフルエンザに対する基山町ですね、先ほど課長が述べられたような備品とかありますけど、ハード面、そういう備品とか消毒液とか買うのもいいですけど、ソフト面ですね、職員のこの新型インフルエンザに対する対応を町長初め、ぴしっとした対策本部と申しますか、その流れというのが重要なことで、ソフト面で一番大事だと思います。その辺の考えなりを町長にお聞きしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それこそ常に危機感を持って、備えなければいけないというふうに思っております。そういうことからして、幸い今度はそれほど強毒じゃなかったということもありましたけれども、早速対策準備室を立ち上げ、そして対策本部というような形に持っていこうというような、そういう対応もしたようなわけでございます。これは先ほどから何度も出ておりますように、本当にこれからもっと危機感を持って対応の行動策定をやっていきたいというふうに思っ

おりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

非常に未確定な部分があるということで、非常に対応策も大変だと思いますけど、ひとつ十分な対応策をよろしくお願ひしたいと思います。

これに関してもう1つだけ質問したいんですけど、先ほど基山町の町民の医療機関への第一義的に行くのは東佐賀病院というふうに聞きましたけど、幸い基山町にしては久留米なり近隣に大きな医療機関があるわけでございますけど、必ず東佐賀病院で特に久留米医大とかそういうところについては県外だからできないと、全部東佐賀病院のほうに行くというふうになるんですか、その辺だけ1つ。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

これにつきましては、県のほうがそういうふうに決めてあります。指定医療機関ということで東部地区につきましては、午前中も申し上げました東佐賀病院と、そこに行きなさいという指示がございます。ですから、再三申し上げますとおり、そういう状況になったときは、発熱センターにまず電話をしていただいて、その指示に従っていただくということでございます。それで、必ず東佐賀病院にこの東部地区は受診をしてくださいという指示があつて、勝手に例えば久留米に行ったり、地元の病院にかかたりするということではできませんので、そういう形になっております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

はい、わかりました。そういうふうな、システム上なっているということですね。それじゃ、一応この項を終わらせていただきます。

次に、環境行政についてでございます。環境行政の中での地球温暖化防止でございます。

このごろ1日に1回は必ず地球温暖化というか、そういうものが出てくるわけでございます。先ほど町長のほうの御回答におきましては、基山町における、庁舎施設等における、い

ろんな省エネといいですか、節約等々がございました。

昨年の3月に策定された行動計画に基づき、先ほど答弁があったような施策をされておるということでございますけど、1年経過して、それについての実績評価なり、担当課長の思いといいですか、その辺について御回答ください。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、地球温暖化行動計画でございますけど、取り組み状況については先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。検証につきましては、まだ不十分な点多々あります。実は、地球温暖化対策委員会というものを開いております。そして、各課より推進委員ということで推薦をいただくように今準備をしております。そして、これから先、その推進委員さんを中心に具体的にあとの点検とか、そういうものやっけていきたいというように思っております。

以上でございます。（「実績は」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

実績はどうかという質問があります。（発言する者あり）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）続

まず、18年度の温室効果ガスの排出量の内訳でございます。まず、全体で164万9,470（「そげなこと、数字は要らん。先ほど答弁されたことについてのね。数字は要らん。どういったことに実績が……」と呼ぶ者あり）実績ですか。（「実績といいですか、庁舎の昼休みの時間とか、それがどういう……」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

昼休み時間に不要な電灯を消滅したりしとろうが、そういう実績……（「もういいです」と呼ぶ者あり）

よか、町長が述べられた実績、町長が述べられたろうが（「担当課長としてどういう評価をしますかと」と呼ぶ者あり）ああ、その評価（「数字じゃないんです」と呼ぶ者あり）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

先ほどいろんな防止対策や取り組みをしましたと町長から回答がありましたから、1年たちまして、それについての評価なり、検討するなり、いろんな問題点があったと思います。それを私は聞きたかったことをごさいますて、それはまだできていないということをごさいますけど、これが一番大事、これでもってまた21年度のいろんな事業に反省をしながら持っていく必要があると思いますが、十分このチェックをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それじゃ、時間もありますので次に行きます。

地球温暖化、これが基山町の地球温暖化対策推進本部の設置、先ほどのいろんな取り組みあります。だから、これにも何でも、新型インフルエンザも対策本部と言ひますけど、結局、今のは基山町の庁舎なり、管理者としての基山町の地球温暖化に対するいろんな施策だったと思ひます。それは地方公共団体の事務事業ですね、それと基山町だけじゃなくて、町民にもこういう地球温暖化に対する協力なり、そういうことを全体的な、総合的な推進を図るための推進計画等はまだ策定されていらっしやなくて、またそれに基づく基山町の地球温暖化推進本部等も設置されていらっしやらないと思ひますけど、それについての課長 町長が答えられるならいいですけど、担当課長としての地球温暖化に対する思い、気持ち、それを一言お願ひします。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

担当課長のって……よか、町長で。町長でって失礼しました。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

先ほども申しましたように、ちょっと戻りますけれども、本当に温度設定なんてやり過ぎかなというぐらいのことを事実やっております。消灯も徹底してやっております。これがいいのかどうかというようなことはまた別にしましても、そういうことで努力をしているということで、それなりの成果というか、それは上がっておりますし、それから、これをもっとこう、庁舎内だけじゃなくて外にも広報していかなきゃいかんと、住民の皆さんにもやっぱりこれを広報しなきゃいかんというふうなことは思っております。

それから、これを推進するための推進本部も今度またしっかり立て直して、本部長に私になっておりますので、これからももっともっと進めていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

地球温暖化というのは、日本の米ももう北海道でしかつくられないというような見通しもあるようで、マラリアが発生して海面が何メートルも上がるというような、非常に世界的規模のことでございます。基山町の小さな取り組みと言っては失礼ですけど、これは積み重ねでなるとお思いますのでよろしく。担当課長に期待して、この項の質問を終わります。

それと、次でございます。基山町の新エネルギービジョンでございます。

先ほど言いましたように、平成19年度に、町長はいつも読んでいただいていると思いますけど、新エネルギーの報告書、立派なものができております。これについてでございます。これに基づきますと、この中にいろんな、非常に基山町の総体的な数字、私は頭が痛くなるような数字が網羅してありますけど、これが一番大事なことと思っております。

この中で、基山町の新エネルギービジョンの中に、平成21年度から22年度に基山町の環境基本条例と環境基本計画を策定するというふうな項目がありますけど、もう平成21年度はこととしてございますけど、これの策定状況なりはどのようなふうになっておりますか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

現在のところ、つくりたいということで考えておりますけれども、予算等も伴いますものですから、まだ現在のところ進んでいないということでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

予算等と余り関係ないと思っておりますけどですね。結局、担当課長幾つもあって、農林から環境から地球温暖化、大変、国における厚生労働省の分割論じゃないですけど、非常に難しい問題ありますけど、ひとつこれは全課長一丸となって町長の指導力のもとに、先ほどから私の質問だけで3つも計画をつくらなければ 計画をつくるのが目的じゃなくてですね。ですから、町長のトップダウンを強く期待しておきます。

それと、新エネルギーとの関係ですけど、基山町の街路灯のハイブリッド化をすると、先ほど答弁されました。これと公園街路灯のハイブリッド化をすると、それと今度の補正予算に入っています街路灯のハイブリッド化と、今回補正予算に計上されております防犯街灯、

L E D 発光ダイオード化3,000千円との関係を説明してください。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、まず公園等の街路灯につきまして、ハイブリッド化に検討するということがございますが、これにつきましては自然エネルギーであります太陽光並びに風力によって発電された電気を昼間に蓄電しまして、それを夜間の照明に利用するというのがハイブリッド化でございます。

それから、補正等で今回予算を3,000千円お願いしておりますけれども、これにつきましては消費電力並びに排出量を抑えた、約70から78%に抑えた施設というか、街灯に取りかえをさせていただきたいということで今回お願いをしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

烏飼議員。

4番（烏飼勝美君）（登壇）

ちょっと私、認識がちょっとわかりません。公園街路灯のハイブリッド化というのは、電気代が要らないということですかね。

防犯街灯の発光ダイオードは電気料、電気が要るということですかね。その辺の説明、もう一回済みません。

議長（酒井恵明君）

違いを説明してください。農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

失礼しました。先ほどのハイブリッドの街灯でございますけれども、太陽電池により電力を供給するというので電線等の引き込み工事が不要だと。それから、長寿命というか、長持てするというのでございます。

それと、今回補正で3,000千円お願いしておる件につきましては、これは当然、電源は要ります。ただし、これにつきましては、先ほど申し上げました消費電力、それからCO₂の排出量について大幅に削減するというので、電源はこれについては使います。ただし、1基当たり約150千円ほどかかります。ハイブリッドにつきましては約2,000千円程度かかり

ます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

素人目には、地球温暖化とかいろんな面ですれば発光ダイオードの防犯街灯、LEDよりも公園街路灯のハイブリッド化というのが一番いいですけど、今聞きますと1基当たり10倍以上するというところでございますけど……。ハイブリッド化は1基2,000千円でしょう、そして防犯灯は150千円と。

そういうことで、公園街灯にはハイブリッドで防犯街灯には発光ダイオードをしてみましたけど、これは経費面からでしょうけど、どういう基本的な分け方をされたわけですかね、2,000千円と150千円の。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

先ほどの新エネルギー並びに新エネルギービジョンの策定の報告の中でハイブリッド化、公園整備の中で街路灯についてはハイブリッド化ということでございますが、これはあくまでも検討ということで提案をいただいております。

それと、先ほどちょっと私が誤って申し上げていましたけれども、今回予算にお願いしていますLEDの防犯街灯は1基当たり200千円でございます。申しわけございません。（「2,000千円じゃなくて。200千円と150千円ね」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

ちょっと補足といたしますか、私から申し上げさせていただきますけれども。

何しろ今度、駅前の十何基かですかね、3,000千円の予算を計上、お願いしておりますけれども、これは街路灯の発光ダイオードに切りかえようということで、それが今申しましたように200千円ぐらいだということです。それで省エネ、電力が少なくて済むというようなもので、これはするようにしておりますけれども、さっきから出ております公園の街路灯の

ハイブリッド化、これは一応提案に出ておるということでございますので、今すぐ実行することじゃなくて、これまた本当にこれから検討させていただくということでございますので、その辺のところ御理解をお願いします。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

初めてのハイブリッド化ということですね。200千円もする防犯灯でございますけど、地球温暖化の一助になれば非常に貢献すると思いますので、今後、基山町においてもこういう取り組み　公園街路灯1基2,000千円、これは検討するということですけど、これにつきましても防犯街灯の発光ダイオードでできるですね、経費の面からでもできます。太陽光のほうがいいとはわかりますけど、こういう面も十分対応を検討されて導入を図っていただきたいと思っております。

次でございます。光化学オキシダントですね、この注意報についての。

私のところが非常に行政無線が一番聞こえるところでございます、まともに私の家に当たるわけでございます。オキシダントが発生しました、何々しましたとって、早く家の中に入りなさいというふうなことでございますけど、田舎のほうは百姓せばいかんとか、いろんな状況でなかなか入れなくて、スポーツもやっている方もいらっしゃいます。

私こう思って、あの自然を見て、自然に囲まれた基山町で、何で基山だけ光化学オキシダントの発令がこんなに3回も発生するのかなと思って、この測定機器は3号線かどこか自動車の一番多いところにあるんじゃないかと思えますけど、これはどこにあるですか、その機器は。

議長（酒井恵明君）

測定の機器ですか、設置してあるところ。（「測定器」と呼ぶ者あり）農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

測定機器の設置場所ですけれども、旧基山町公民館ですね、もとの公民館でございます。あそこに設置をしております。以前は基山小学校にございました。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

小学校の下の旧公民館というところですね。それで、ニュースあたりで見ると基山だけ、筑紫野市とか小郡市とか鳥栖市さんではなくて基山だけに発生しているということ。先ほどから気流の関係とかいろんなことがありましたけど、基山町が地球温暖化の取り組みがおくれているから発生しているということじゃないでしょうね。その辺も含めて発生状況はどうですか、この辺を。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまのオキシダントでございますけれども、基山町だけが特にということはないんですが、福岡県の筑紫野市のほうでも発生はしております。

ただ、議員おっしゃるように、3回発生したということで、昨年場合は特に基山町だけと。ことしの5月に発生していますけれども、そのときには唐津方面ですかね、多久とか、そちらも発生していますが。ちょっと何ともこれは、どれが原因だというのは県のほうでもまだつかんでいないということでございます。

ただ、先ほど地球温暖化行動計画については、佐賀県内でも基山町としてはいち早く取り組んだという経過はございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私も腑に落ちないところでございます。何で基山町が出るのかなと。

よくよくあれ聞いてみますと、設置場所が基山と佐賀にもあったと思います。多久、伊万里、どっか七、八カ所、設置場所があるわけですよ、測定器の。（「鳥栖もあります」と呼ぶ者あり）あっ鳥栖もあるとね。何カ所かであれっ鳥栖はあるのかな。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

町長、もう一度言ってくださいね。

町長（小森純一君）続

はい。あっ、やっぱり8カ所ありますね。佐賀、唐津、鳥栖、基山、多久、大坪　これは伊万里ですね、それから武雄、鹿島。ここで、この前私が聞いたのは基山と佐賀がありましたかね。多久も出ました、唐津が出ましたね、それから伊万里かな、五、六カ所出たわけでございます。鳥栖、基山が測定されて、鳥栖で何でかなと、これが私も非常に不思議なんです。だから私は鳥栖にはないと思って、だから鳥栖・基山地区と何で公表されないのかなというような疑問も持っておったんですけれども、鳥栖にあって鳥栖が発令されないというのは、ちょっと私も腑に落ちんところがございます。これはまたちょっと私も調べさせていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今初めて8カ所　全市町村にあったのかなと思ったけど。そういうことで、基山のほうがあるということですね。環境に優しい基山町としても余りよくないことですので、地球温暖化に向けて少しでも地道な努力を、これは恐らくまだ今のところ被害とかはあっていないでしょうけど、子供さんたちが余り熱中してあったり、学校教育委員会の現場なり、そういうところに連絡をよろしくお願いしたいと思います。

エコポイントについては、また交換できる商品等は今後策定といたしますか、第三者委員会で発行されるということでございます。その点につきましては、また広報等で周知方をお願いしたいと思います。

最後でございます。まちづくり基本条例についてでございます。

これにつきまして私非常に疑問を持っておるところでございます。このまちづくり基本条例、今まで作業部会が11回、策定委員会が5回ということでされておるわけでございますけど、これ1つ私疑問に思っているのが、この条例素案の性格は策定委員会より答申を受けたものと回答されましたが、4月30日の議会全員協議会の席上において、まちづくり基本条例案としてレジユメの上で説明をされたわけですね。町長なり担当課長は、条例案というふうな認識のもとに説明されたように記憶しております。

私は条例素案としての説明であるべきというふうに思っている、非常に言葉が難しいですけどね。問題は、策定委員会の素案を町長の条例案のごとく説明されたと私は記憶しておりますけど、あくまでもあれはレジユメには条例案の説明といたしますか、今のところ条例案は

策定されていないんでしょう。その点について、私はあくまでも条例案の素案を議会のほうには説明されたと思いますけど、あれのレジユメの議題では条例案の説明についてというふうな議題に上がってございましたけど、その辺を正確にお願いします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、全員協議会の案内文のほうに、基山町まちづくり基本条例案の説明ということで書いておりまして、御説明申し上げた内容につきましては、素案という形でレジユメを配付させていただいて説明をさせていただきました。それにはちょっと、うちのほうも大変失礼なところがあったと思いますけれども。

先ほどの回答にもちょっと舌足らず（ ページで訂正）なところがありましたけれども、まず、作業部会17名の委員さんおられましたけれども、その中で事務局により協働のまちづくりを目指す上で取り組む条文等について検討を重ねまして、策定いたしました。それを素案として事務局のほうで策定しまして、策定委員会のほうに答申をお願いし、その素案について策定委員会よりもっとこういうところを研究したほうがいいんじゃないかとか、それから1番につきましては、住民への周知をもっと図るべきではないかということが一番大きかったと思います。

そういった意味で、御説明いたしました素案につきましては、作業部会と事務局により策定した素案といたしまして、その内容を策定委員会に答申をして回答をいただいた内容で、一番新しいまちづくり基本条例の素案として御説明をいたしたところでございます。

議長（酒井恵明君）

舌足らずと、だから訂正しておいて。説明不足というふうだね。

企画政策課長（小野龍雄君）続

ちょっと議長のほうから指摘受けましたので、説明不足の点があったということで訂正をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

烏飼議員。

4番（烏飼勝美君）（登壇）

今話がありましたけど、素案と条例案というのは非常に言葉がですね、同じ条例と書いて

条例素案と。しかし、基本的には、条例案というのは策定委員会、作業部会から 策定委員会として十何回されて、基山町の将来のまちづくりのための条例の素案ができました。その素案に基づいて、私は町長なり関係部局がこの条例素案に対する検討をして、6月議会には出ると思ったんですけど、連絡調整が非常に その素案に問題があつて9月になるのか、法的な条例案の検討に伴って9月議会まで延びるのか、普通は当初は6月議会に上程するですね。その原因はどういう問題か、町長お願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

申しわけございませんけど、私も素案の案のという、そこまで深く以前考えておりませんでした。しかし、鳥飼議員の説明を聞きますと、まさに素案だということで、これをもう少し私ども職員もしっかり検討して、そして庁議にかけて、そして案として議会に提案をさせていただくというのがやっぱり本当だというふうに思います。私はそう今認識しておりまして、以前、案として御検討いただくというような出し方をしたということは、まことに申しわけないというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

結局、このまちづくり条例というのは、条例をつくるのが目的じゃなくて、町長が言われます協働のまちづくり、みんなで基山町をよくする、それが目的でございますので、その中で一番重要なのは、町民の方にも、行政もですけど、一番大事なのは課長初め職員なり、一番対応すべき課長なり職員が一番大事と思います。だから、その辺の条例案について、素案について不備な面が多々あると思います、ないと思いますけどですね。その辺も十分担当課のほうで連絡調整をとりながら、この基山町のよりよいまちづくり条例を制定されるように望んで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

今し方、小野企画政策課長に「説明不足」だったという訂正していただいたのは、差別用語「舌足らず」という表現がございましたので訂正させていただきました。会議録もそのように訂正いたしますので。

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもって延会いたします。

～ 午後 4 時46分 延会 ～